



# フィリピン 会計・ 税務ハンドブック 2020年版

This business guide is specially prepared  
for the benefit of investors from Japan



# Accounting and Tax guide in the Philippines

## A business guide 2020 edition



This Guide was specially prepared for the benefit of potential, as well as existing, investors whom we consider major business partners in shaping the future of the Philippine economy.



# Contents

フィリピンにおける会計 .....	1
1. 財務報告基準 .....	2
2. IFRSの主要論点 .....	3
3. 会計期間 .....	9
4. 監査制度 .....	10
5. 会計書類 .....	10
フィリピンにおける税務 .....	11
1. フィリピンにおける主な租税の種類 .....	12
2. 税法体系 .....	12
3. 法人税 .....	13
4. 個人所得税 .....	30
5. その他の国税 .....	33
6. 地方税 .....	37
7. フィリピンにおける税務調査手続 .....	38
フィリピン進出の概要 .....	41
1. 外国投資に対する基本方針 .....	42
2. 進出に際しての留意点 .....	42
3. 証券取引委員会 (SEC) .....	43
4. 内国歳入庁 (BIR) .....	48
5. PEZA (フィリピン経済区庁) 等の投資促進機関 .....	50
6. フィリピン中央銀行 (BSP) .....	56
付録I - 外国投資法に基づく第11次ネガティブリスト (2018年11月16日発効) .....	57
付録II - 税制改革法 (TRAIN-Tax Reform for Acceleration and Inclusion) - 税制改革第1弾 .....	61
付録III - フィリピンにおける12月決算会社の監査済み財務諸表、 法人所得税申告書の提出期限の延長 (新型コロナウイルス感染症 に関連する税務情報) .....	93

# はじめに

本ハンドブックは、フィリピンで事業を行われている日系企業の皆さまが会計及び税務でお困りの際に手軽にご参照頂けるよう、フィリピンの会計及び税務の一般的なルール及び最新のトピック等を纏めています。また、フィリピン進出を検討している日本企業の皆さまに向け、フィリピン政府の外国投資に対する方針、フィリピンにおける法人設立の概要、各種優遇措置等についての基本情報も併せて記載しています。

私共Isla Lipana & Co. (イスラ・リパナ・アンド・カンパニー) は、国際的会計事務所であるPwC (プライスウォーターハウスクーパース) のフィリピンにおけるメンバーファームとして、皆さまのビジネスにとり有用な様々な情報の発信を行っています。フィリピンの主要な会計事務所のなかで最古の歴史を誇る当ファームは、1922年の設立から約100年にわたり、監査、税務、アドバイザリーを中心とした分野において、グローバルな視点からプロフェッショナルアドバイスを提供して参りました。本ハンドブックが皆さまのフィリピンビジネス成功の一助となれば幸いです。

なお、本ハンドブックは、2020年4月末時点で入手可能な情報に基づいており、また、各種制度の概要を紹介することを主眼として作成しています。法を実際に適用する際の影響は、個別の事実や前提により異なってくる可能性があるため、実際に何らかの行動を起こされる際には、事前に必ずプロフェッショナルからのアドバイスを受けて頂きますようお願い申し上げます。

**PwC**フィリピン

日系企業部

2020年4月

Isla Lipana & Co., the Philippine member firm of the PwC global network

29th Floor Philamlife Tower

8767 Paseo de Roxas

Makati City 1226

Philippines

Telephone: +63 (2) 8845 2728

# フィリピンに おける会計



## 1. 財務報告基準

フィリピンでは、欧州諸国と同時期の2005年よりIFRS(国際財務報告基準)と同等のPFRS(フィリピン財務報告基準)が適用されています。適用当初はIFRSとPFRS間で幾つか会計処理の差異も存在していましたが、その後、それらの差異も徐々に解消され、2020年4月現在、IFRSとPFRSの主要な差異はなくなり、両基準は実質的に同じ会計基準と捉えて差し支えありません。IFRSは、コンセプトや考え方方が規定に反映されている原則主義が採用されており、IFRSの趣旨に照らして経営者が判断して会計処理するのが特徴といえます。

また、以下の中小企業の要件を満たす場合は、PFRSの簡易版であるPFRS for SMEs(中小企業向けフィリピン財務報告基準)の適用が求められます。

- 総資産3億5000万ペソ以下 or 総負債2億5000万ペソ以下 (それぞれ下限は1億ペソ)

さらに、2018年3月には、SECから小規模企業向け財務報告基準(PFRS for SE - Philippine Financial Reporting Standards for Small Entities)が公表され、以下の全ての条件を満たす企業は、PFRS for SEの適用対象となります。

- 総資産300万ペソ以上1億ペソ未満、もしくは総負債300万ペソ以上1億ペソ未満(会社が親会社の場合、連結ベースでの計算とする)
- 証券規制法68条に基づき、財務諸表を提出する必要のない企業
- 公開市場においていかなる種類の金融商品を発行する目的で財務諸表を提出する過程にない企業
- 政府機関によって発行されたセカンダリーライセンスの保有者でない企業

なお、小企業にも満たないマイクロビジネス（総資産、総負債300万ペソ未満）については、税法基準等により財務諸表を作成することも容認されますが、進出日系企業に関していえば、ほぼ例外なくPFRSもしくはPFRS for SME、PFRS for SEに準拠した財務諸表の作成が必要と考えられます。

## 2. IFRSの主要論点

### a. 機能通貨 (IAS21号)

#### 機能通貨とは

機能通貨とは、「企業が営業活動を行う主たる経営環境の通貨」と定義されており、企業が営業活動を測定する基準となる通貨であるため、外貨建取引は機能通貨により計上され、為替レートの変動を認識する場合も機能通貨を基準として行われます。IAS第21号では、機能通貨と表示通貨という概念を用いて、機能通貨以外での取引を外貨建取引としている一方、日本基準では機能通貨についての定めはありません。

#### 機能通貨の決定方法

企業がどの通貨を機能通貨とするかは、取引価格を規定する経済圏の通貨（取引上の表示通貨及び決済通貨であることが多い）を基準にして、どの通貨が企業の業績を最も忠実に反映するかという点から決定します。具体的には、販売価格に主に影響を与える通貨や、商品やサービスを提供する際に発生する原価に主に影響を与える通貨などを主に考慮し、機能通貨を決定することになります。

#### 機能通貨の申請及び変更手続き

法人の財務報告全般を管轄するSECはペソでの財務報告を基本としており、ペソ以外の外貨（USD、日本円等）を機能通貨とする場合、期末日から30日以内（会社立上げ時などの初回は45日以内）にSECへ変更申請を行う必要があります。機能通貨を外貨から別の外貨へ変更することも可能ですが、その場合も同様の申請手続が求められます。このため、期中で、ビジネスに大きな影響を及ぼしている主要取引の取引通貨（販売、仕入れ等）に変更があった場合には、機能通貨に変更がないか考慮する必要があります。

## 参考：PFRSと日本基準の主な相違

項目	PFRS	日本基準
1. 機能通貨の定義と決定	企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨。機能通貨の決定に際しては、企業の業績を最も忠実に反映する通貨を判断する。	機能通貨に関する規定はないが、換算方法は、原則として、法的形態 -子会社または支店)に基づき決定される。在外子会社の場合は現地通貨、在外支店の場合は本国通貨をIFRSのいう機能通貨とした場合に近い結果となる。
2. 外貨建取引の換算		
a. 期中取引	取引日レート(為替レートが著しく変動していない場合、一定期間の平均レートも容認)	IFRSに類似(ただし、IFRSのような、平均レートの使用についての限定は付されていない)。
b. 期末日における外貨建財政状態計算書項目の換算	換算差額は純損益として処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 貨幣性項目：決算日レート</li> <li>• 非貨幣性項目：取引日レート(公正価値で評価されているものは、公正価値算定時の為替レート)</li> </ul>	IFRSに類似。
c. 非貨幣性項目の評価差額等に係る換算差額	評価差額がその他の包括利益に認識される非貨幣性項目については、これに係る為替差額もその他の包括利益に認識され、評価差額が純損益に認識される非貨幣性項目については、これに係る為替差額も純損益に認識。	IFRSに類似。ただし、有価証券については、日本基準のその他有価証券、売買目的有価証券に対する換算差額の原則的な処理が、IFRSにおける非貨幣性項目の換算差額の処理(それぞれ、その他の包括利益および純損益で認識)と類似している。しかし、日本基準では保有目的別に処理が規定されているのに対し、IFRSでは貨幣性項目と非貨幣性項目で処理が規定されているため、必ずしも両者の範囲は一致しない。

項目	PFRS	日本基準
3. 表示通貨への換算	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産および負債：決算日レートで換算</li> <li>収益および費用：取引日レートで換算（為替レートが著しく変動していない場合、一定期間の平均レートも可）</li> <li>資本：定めなし</li> </ul>	<p>表示通貨に関する規定はないが、在外子会社の財務諸表項目の換算については、以下の点を除きIFRSに類似。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収益および費用：期中平均レートで換算（ただし、決算日レートも容認）</li> <li>資本勘定：発生時レートで換算</li> </ul>

### b. 有形固定資産 (IAS16号)

日本では有形固定資産の計上基準や耐用年数について税法上に詳細な規定があり、また、会計上も税法基準を用いることが容認されています。一方で、フィリピンにおいては日本の税法のような詳細な数値基準ではなく、PFRS (IFRS)において計上基準や耐用年数は経営者の見積事項とされています。

#### PFRS (IFRS) 上、資産計上の数値基準は設けられていない

従って、有形固定資産の認識要件を満たすものは、原則的には金額の多寡に関わらず全て資産計上する必要があります。なお、有形固定資産を資産として認識する際の2要件は以下の通りです(資産認識の2要件—PAS16.7)。

- 当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い
- 当該項目の取得原価を信頼性を持って測定できる

一方で、上記要件を満たす場合に全て資産計上するのは現実的でないため、実務上は各社の実態に合わせて資産計上額を定め、また、その際には日本の親会社の方針に準じて決めているケースも多く見られます (e.g. 税法上の少額減価償却資産のルール)。



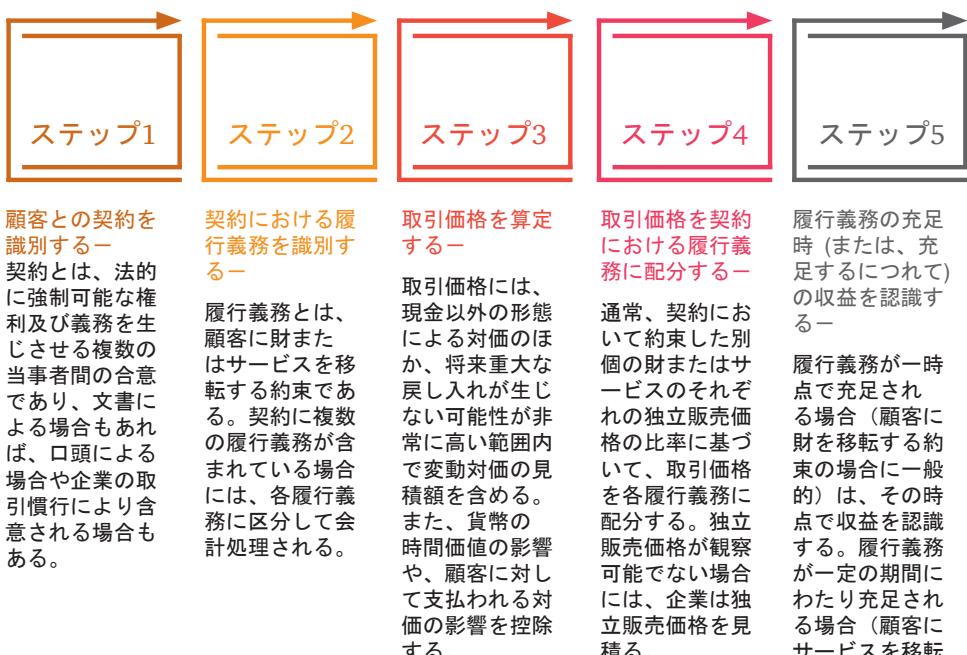
## 耐用年数について

PFRS (IFRS) 上、資産の耐用年数は企業によって利用可能と予想される期間として決定することが求められ、企業は取得価額から残存価額を差し引いた額である償却可能価額を、耐用年数にわたって規則的な方法で償却します。耐用年数の決定に際しては様々な要素を考慮する必要がありますが、過去の実績（同種資産の使用期間実績）も重要な考慮事項の一つと考えられます。

## c. 顧客との契約から生じる収益 (IFRS 15)

### 収益認識基準の概要

収益認識基準では、単一の包括的な収益認識モデルが適用されることになり、原則として、企業は顧客への約束した財またはサービスの移転を当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければなりません。企業は、当収益認識基準を適用するために、以下の5つのステップによるアプローチに従います。



- d. 新リース会計基準 (IFRS 16)-2019年1月1日以後開始事業年度から適用

### 新リース基準の概要

従来のリース基準 (IAS 17) では、借手はリース取引をファイナンスリースとオペレーティングリースに区分し、オペレーティングリースに該当する場合、損益計算書でリース料を費用として認識する一方、貸借対照表上においてリースに係る資産及び負債を認識することはありませんでした。この点、2019年1月1日以降に適用となる新基準においては、オペレーティングリースについても、将来のリース料総額を反映するリース負債及びリースに係る「使用権資産」を貸借対照表上で認識することが求められています。このため、借手は、ほぼすべてのリース契約について使用権資産およびリース負債を認識する必要があるため(ただし、短期リースおよび少額資産リースの免除規定がある)、契約がリースに該当するかを識別し、使用権資産及びリース負債の測定値の算定に必要な情報を入手やリースに係る新たな開示を作成するプロセスの導入が必要となります。

### 適用時期

2019年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。つまり12月決算の企業の場合は2019年12月期、3月決算の企業の場合は2020年3月期より適用となります。

### 財務諸表に与える影響

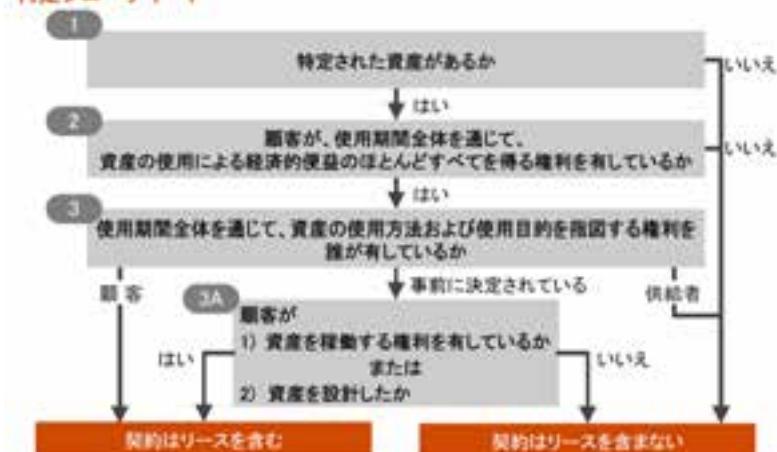
新リース会計基準の導入に伴い、財務諸表（貸借対照表）に与える影響は以下の通りです。



## リースの定義

契約にリースを含むか否かの判断は以下のフローに基づいて検討する必要があります。

### 判定フローチャート



## リース期間

リース期間を決定するにあたっては、延長オプション行使するまたは解約オプション行使しないことが合理的に確実かどうか経済的インセンティブを考慮する必要があります。

## 割引率

借手は、「容易に算定できる」場合にはリースの計算利子率を用い、そうでない場合には借手の追加借入利子率を用います。ここで、借手の追加借入利子率とは、借手が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率と解釈されます。

### ①リースの計算利子率



### ②借手の追加借入利子率とは

**借手** リース契約を締結する企業固有のレート

**同様の期間** リース期間と同一の期間

**同様の保証** 使用権資産についての担保付借入

**同様の価値** (原資産ではなく) 使用権資産の価値に基づく

**同様の経済** 環境地域や通貨を反映する

## 3. 会計期間

会計期間について、フィリピンでは暦年ベース (12月決算) が採用されているケースが多いですが、会計期間が12ヶ月となるその他の決算期 (例: 3月決算) を採用することも認められています。会社の決算日は付属定款で定められており、変更する場合には付属定款を変更するとともに、SECの承認、内国歳入庁 (BIR) の承認など、所定の手続きを要します。また、例えば、日本の親会社の決算期と統一するために会計期間を変更することも認められますが、一方で税法の規定により一課税期間は12ヶ月を超える事が出来ない為、決算期変更の場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書を作成し、税務申告手続を行う必要があります (税法上、15ヶ月決算は認められていません)。

## 4. 監査制度

SECの要求により、総資産および総負債が60万ペソ以上と比較的小規模な会社についても、独立会計士による法定監査が必要となっています。また、これとは別に税法の規定により、年間売上が300万ペソを超える会社は確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められるため、進出日系企業はほぼ全て法定監査の対象になるものと考えられます。

## 5. 会計書類

### a. 会計書類の提出

監査済み財務諸表は、法人税年次申告書とともに、BIRには決算日から4ヶ月目の15日まで(つまり105日以内)に、SECには120日以内(ただし、12月決算の会社については別途SECのガイドラインにより、SECへの登録番号もしくはSECライセンス番号の末尾ごとに提出スケジュールが定められている)に提出することが義務付けられています。また、フィリピン証券取引所に上場する企業を除いて、四半期や中間決算の報告義務はありません。なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴う2019年12月決算企業の監査済み財務諸表、法人税申告書の提出期限延長については、巻末の付録Ⅲをご覧下さい。

### b. 保管期間

税法上で要求されている会計帳簿及びその証憑類の保管期間は10年間になります(歳入規則RR No.17-2013)。具体的には税務申告の期限日から10年間もしくは提出が遅れた場合は提出日から10年間となります。また、最初の5年間については会計書類等の紙ベースでの保管、その後の5年については電子データ(DVD等)での保管も認められています(RR No.5-2014)。



# フィリピンに おける税務

2



## 1. フィリピンにおける主な租税の種類

租税の種類	国税	地方税
所得及び利得に関する税	法人所得税 個人所得税 キャピタルゲイン税	
取引に関する税	相続・贈与税 付加価値税 パーセンテージ税 物品税 印紙税	地方事業税 不動産取引税
資産に関する税	固定資産税	

## 2. 税法体系

フィリピンの国税は内国歳入法 (National Internal Revenue Code) を基準法としています。これを補足、修正するものとして財務大臣が承認する歳入規則 (RR: Revenue Regulations) を始め、RMO (Revenue Memorandum Order) やRMC (Revenue Memorandum Circular) 等の税務通達がBIRから随時公表されています。また、個別の納税者からの特定の事例に関する質問に答える形でBIR Rulingという見解書が発行され、公式に運用されている点もその特徴です。

また、地方税は地方自治体法で規定されています。地方税の税率は、各自治体によって異なるため、詳細は、企業が立地する地方自治体に確認する必要があります。



### 3. 法人税

#### a. 税法上の法人分類と課税対象

納稅義務者の種類	課税対象所得
内国法人 内国法人 内国法人	フィリピンの法に基づき設立された法人のこと 日本の会社のフィリピン現地法人が該当する <全世界所得> 課税年度中に取得した国内および国外源泉の全課税所得
居住外国法人 居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営んでいる法人のこと 日本など外国法人のフィリピン支店が該当する <フィリピン源泉所得> 課税年度中に取得した国内源泉所得
非居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営まない（恒久的施設を有さない）法人のこと <フィリピン源泉所得> 課税年度中に取得した国内源泉所得のうち利息、配当、賃料、ロイヤリティなどのみ

#### b. 課税年度

原則として暦年基準(12月決算)が採用されていますが、会社が規定した12ヶ月間からなる事業年度を課税年度とすることが認められています。但し、一課税期間は12ヶ月を超えることができません(15ヶ月決算は認められません)。従って、決算期を変更する場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書の作成と税務申告手続を行う必要があります。

### c. 法人税率

課税所得に対して一律30% (2020年4月末現在)。

課税所得は、総所得から必要経費を差し引いた金額をいいます。総所得とは主に事業所得 (売上高から売上返品、値引、割戻し及び売上原価を差し引いた金額) や事業用資産の売却益、利息などが含まれ、源泉分離課税所得 (預金利息、受取配当金など) や別途申告を行う株式や投資不動産のキャピタルゲインは除外されます。

### d. 損金に関する定め

課税期間中に生じた費用で、事業との直接的な関連性があり、且つ根拠証憑を適切に具備しているものは、税務上の費用 (損金) に算入することが認められています。

- 貿易、事業及び専門職能の開発、管理、オペレーション並びに実施の過程で支出され又は発生し、またはそれらに直接関連するもの
- 実際に提供された個人の役務に対する給与、賃金その他の形態による報酬額 (諸手当の金銭相当額総額を含む)
- 営業その他の目的のために居住地を離れている間の国内・海外旅費
- 事業に使用されている固定資産の賃借料その他類似の費用
- 事業開発等に直接要する交際費で、財務省長官の規定する上限額を超えないもの
  - 法律及び公序良俗に反する費用は除く
  - 政府職員又は私企業に対する賄賂、リベートその他は損金算入不可
- また、納税者には税法の求めにより実証義務が課せられており、領収書 (Official Receipt) その他の適切な記録をもって、下記の事項を証明しなければならないとされています。
  - 事業等との直接の関連性
  - 費用額の記載

### e. 最低法人税制度 (Minimum Corporate Income Tax)

最低法人税とは、事業開始年度より4期目以降、正味課税所得がマイナスの場合、もしくは通常法人税額 (30%) がMCIT (最低法人税額) を下回る場合に課せられる税金のことです。赤字法人であっても納税義務が生じるのが特徴です。

- MCITは、総所得 (Gross Income)を課税標準として2%の税率を乗じることにより計算されます。「総所得 (Gross Income)」とは、総収入 (≈売上) から売上返品、値引、割戻及び売上原価を差し引いた金額です。
- 通常の法人税額 (30%)とMCIT (総所得の2%) を比較していずれか高い金額を納付します。
- 当該年度の通常の法人税額を上回る部分のMCITの税額は翌年度より3年間繰延べることができます、その間における通常の法人税額から控除することが認められます。なお、MCITそのものとの相殺は認められません。
- 最低法人税は、四半期ベースでの申告及び納付が義務付けられています(通常の法人所得税と同様)。通常法人税と最低法人税の比較は毎課税期間の最後に行われます。

#### f. 繰越欠損金制度 (Net Operating Loss Carry Over)

税務上の欠損金 (Net Operating Loss Carry Over 通称 “NOLCO”) は、発生の翌事業年度以降3年間の繰越し、及び当該繰越期間中における課税所得との相殺が認められています。但し、会社所有者(株主)の大きな変動がない場合に限り相殺が認められています。すなわち、発行済株式の額面金額又は払込み資本金額の75%以上が同一の者又はその代理人により保有されていることが前提となります。法人税を免除されている会社、及び特別法により優遇税制を享受している会社 (5%総所得課税期間) で発生した欠損金は控除することができません。なお、他国で見られる様な欠損金の繰戻しは認められていません。

#### g. 不当留保金課税制度 (Improperly Accumulated Earnings Tax)

不当留保金課税制度 (IAET) は、利益を配当する代りに留保することにより、株主に関する所得税回避目的で設立され又は利用される法人に適用されます。原則として、毎課税期間、企業内に不当に留保された課税所得に対して10%の税金が課せられる制度です。内国法人が当該法人への株主(個人)への課税を回避するために不当に多くの利益を留保することを防止するためのものとなります。これは、特に所有と経営が一致しているような同族会社において、大株主である社長(個人)に配当を行う場合、個人所得税が課せられることになり、法人内に利益を留保するインセンティブが生じるため、これに対処するための制度と言えます。

- 利益の不当留保の明白な証拠： 剰余金累計額が払込済資本を超えている場合、事業上の合理的な理由がない限り、利益の不当留保の明白な証拠となります。
- 不当留保金課税の対象から除かれるケース

- 公的に所有された企業 (Publicly-held corporations)
- 銀行及びその他金融機関
- 保険会社
- 経済特区に登録された企業等 (PEZA企業等)

制度の趣旨が、同族会社の租税回避行為を防止することにあるため、日本の上場会社のフィリピン子会社が不当留保金課税の対象となるケースはあまりないと考えられます。一方で、税務調査の初期段階においては、本来はIAETが免除されるPEZA企業でも指摘を受けるケースが散見されるなど、資本金を上回る利益剰余金を保持している場合に、BIRから指摘を受けるケースは実務的には多いとみられます。

なお、フィリピンでは過小資本に対して課税する税法ルールは現時点ではありません。



## (フィリピン会社法第42条に基づく超過剰余金保持の禁止規定 - 参考情報)

不当留保金課税制度 (IAET) とは別の制度として、フィリピン会社法上、「株式会社は資本金を超える剰余金を保持することが禁止される」(会社法第42条後段) という規定が存在します。IAETと異なり、この規定はPEZA企業であっても免除はされず、また日本の上場親会社の100%子会社であっても適用されます。よって、SECの要求により、超過剰余金が存在する会社は、財務諸表の注記において超過剰余金の使途 (配当、拡張投資等) を開示しなければならず、これに従わない場合、罰金等のペナルティの対象となります。

### h. 法人所得税の申告と納税期限

法人所得税の申告は日本と同様に「自己申告制度」であり、年次の確定申告の他、四半期毎の申告・納税が求められています。一般的に法人所得税の発生しない駐在員事務所であっても申告は必要になるので注意が必要です。また、BIRはeFPS (Electronics Filing and Payment System) と呼ばれる電子申告・納税制度を導入しており、一定基準以上の大企業は電子申告が義務付けられています。

法人税確定申告書	申告・納税期限
四半期申告書 (BIR Form 1702Q)	各四半期末より60日以内に提出 なお、四半期申告書には監査済み財務諸表の添付は要求されていない
確定申告書 (BIR Form 1702)	事業年度の末日より数えて3ヶ月と15日以内に提出 (よって12月決算会社の場合は4月15日、3月決算会社の場合は7月15日が申告期限) その際、フィリピン財務報告基準 (PFRS) に準拠した監査済み財務諸表の添付が要求される

### i. 拡大源泉税 (Expanded Withholding Tax)

源泉徴収制度は、BIRの徴税実効性確保の観点から対象項目が幅広く設定されており、また、拡大源泉税の税率は項目により細かく分かれています。

#### 主な拡大源泉税率

所得の支払の種類	源泉税率
賃借料 (年間PHP10,000を超える不動産、個人資産の賃借料や広告塔の賃借料)	5%

所得の支払の種類	源泉税率
専門家報酬 (個人の場合) (弁護士等の専門家、社外取締役、経営コンサルタント等への支払い)	専門家の総収入が PHP3m 以上の場合は10%、それ以下の場合は 5% 但し、5%の場合、公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
専門家報酬 (非個人の場合) (弁護士等の専門家、社外取締役、経営コンサルタント等への支払い)	専門家の総収入が PHP720,000 以上の場合には 15%、それ以下の場合は10% 但し、10%の場合、公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
建設料 (一般的な建物の建築業者、特殊建築業者、他の建築業者への支払い)	2%
納税トップ2万社または大規模納税者 (Large Taxpayers)、中規模納税者 (Medium Taxpayers) 等の Top Withholding Agents から国内業者へ物品やサービスの対価の支払い	物品購入の場合は1%、サービス対価の支払いは2%

### Top Withholding Agents の公表

フィリピンの税制では、拡大源泉税が幅広い費目を対象に設定されていますが、税率が設定されていない費目についても、納税トップ2万社または大規模納税者 (Large Taxpayers) 等に該当する場合、従来から、国内業者等からの物品購入に対して1%、サービス購入に対して2%の源泉を別途行うことが求められていました。

2018年3月15日に公表されたRR No.11-2018では、これまでの納税トップ2万社、大規模納税者等に加えて、「Top Withholding Agents (TWA)」が規定され、TWAに該当する場合、同様の源泉義務が課せられます。TWAは新聞、BIRウェブサイトで公表され、新しくTWAとなった企業は、公表日の翌月1日から源泉徴収義務が発生するため注意が必要となります。

## 拡大源泉税の申告と納税の期限

源泉税申告書	申告・納税期限
源泉税申告書	拡大源泉税の申告は四半期毎にBIR Form 1601EQで行うものの、源泉税の支払いは月次で要求される点は注意が必要
月次 (BIR Form 0619E)	すべての課税対象四半期の最初の2ヶ月以内に控除された税金は、BIRフォーム0619Eを使い、源泉徴収の翌月10日後またはそれ以前に納税される(ただし電子申告納税システムを採用している場合は翌月11-15日後までに納税する)
四半期 (BIR Form 1601EQ)	課税対象となる四半期の第3月に控除された税金は、源泉徴収税が課された課税対象四半期の終了後の翌月末までにBIRフォーム1601EQによって納税される

### j. 最終源泉税 (Final Withholding Tax)

フィリピン法人が非居住外国法人へ配当等の所得の支払いをする場合、フィリピン法人が最終源泉税の源泉徴収義務者となります。また、税法上、最終源泉税の源泉徴収は「実際の支払日」、「支払期到来日」、「負債(費用)を未払計上した日」のいずれか早いタイミングで行う必要があります。

### 非居住外国法人に対する所得の支払い

非居住外国法人に対する一般的な所得支払の種類と日比租税条約適用後の軽減税率は以下の通りです。

所得の支払の種類	税法上の 源泉税率	日比租税条約に 基づく軽減税率
事業所得(支援サービスなど) *PEを有さない	30%	免税
外国ローンにおける利子	20%	10%
配当金	30%	10% (or 15%)
ロイヤリティ	30%	10% (or 15%)
機械設備の使用料	7.5%	-
キャピタルゲイン	15%	免税
支店から本店への利益送金	15%	10%

## 配当、利子、ロイヤリティの3項目に係る租税条約適用申請ルールの簡素化について (Revenue Memorandum Order No. 8-2017)

フィリピンにおける租税条約の適用申請 (TTRA Tax Treaty Relief Application) は、2017年より前は非常に煩雑でした。特に 2010年に出されたRMO No.72-2010 (租税条約適用申請ガイドライン)において、事前申請や必要書類に関する厳格なルールが運用されるようになって以降、申請企業にとってTTRAが大きな負担となっていました。BIRの国際租税課 (ITAD) に租税条約適用の申請を行った後もBIR内部での審査プロセスが遅々として進まず、BIRルーリング (個別裁定) の発行までに数年かかるケースもあるなど税務当局における運用面でも多くの問題が生じていました。

BIRは、TTRAに関する各方面からの継続的な改善要望を踏まえ、2017年3月、従来のTTRA手続を改正するRMO No.8-2017を公表しています。これにより、配当、利子、ロイヤリティの3所得項目に関してのみですが、従来のTTRA手続が大幅に簡素化されることになりました。RMO No.8-2017は2017年6月26日から有効となっています。また、この通達の適用日(2017年6月26日)より前に上記3項目のTTRAをBIRに行った場合、租税条約に基づく軽減税率の使用ができますが、事後のコンプライアンスチェックの対象になるとされています。一方、通達でカバーされない事業所得やキャピタルゲイン等については、引き続きRMC No.72-2010に基づくTTRAが必要と考えられます。以下表で、現行ルールと従来ルールの手続きを纏めています。



## (租税条約の適用に関して現行ルールと従来ルールとの主な違い)

項目	RMO No.8-2017 (現行ルール)	RMO No.72-2010 (従来ルール)
適用日	2017年6月27日	2010年8月25日
適用対象項目	利子、配当、ロイヤリティ	事業所得、キャピタルゲイン等については、現在もRMO No.72-2010が適用される
租税条約の適用を受けるにあたっての必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CORTTフォームのPART I 及び PART II。</li> <li>• なお、非居住者等は、CORTTのPART Iに代えて非居住者等の居住地国における税務当局所定の居住者証明を使用することも認められるが、その場合でも、CORTTのPART I のA、B及びC欄を記入して提出する必要がある。また、BIRのコメントではCORTT、或いは税務当局所定の居住者証明についてフィリピン大使館等での認証手続きは必要ないとのこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所得受領者（非居住者等）の定款</li> <li>• 所得受領者の居住地国の税務当局による居住者証明</li> <li>• 特別委任状（Special Power of Attorney）</li> <li>• 所得受領者の事業拠点がフィリピンにないことの証明書</li> <li>• 租税条約適用申請に関する所得について、未解決の税務案件がないことの証明書、</li> <li>• パスポートコピー等々、数多くの書類が要求され、更にITADが追加で求めてくる書類を提出する必要がある。</li> </ul> <p>なお、定款や居住者証明等については所得受領者の居住地国のフィリピン大使館等での認証手続き、或いはアポスティーユの取得が必要となる。</p>

項目	RMO No.8-2017 (現行ルール)	RMO No.72-2010 (従来ルール)
必要書類の提出先	BIR 本庁の ITAD 及び RDO No.39	BIR 本庁の ITAD
必要書類の提出頻度	<p>配当に関して、CORTTの有効期間は発効日から2年間とされている。但し、仮にその有効期間の間に別の配当を行う場合、所得支払者はアップデートしたCORTTのPART II を源泉税支払時から30日以内にITADと RDO No. 39 に提出する必要がある。</p> <p>また、利子及びロイヤリティについては CORTT は契約書ごとに有効とされている。一方、「Staggered Payment (契約期間内における利払い額等が均等でない支払)」が行われる場合、配当と同様にアップデートした CORTT のPART II の提出が利払等の都度、求められると考えられる。</p>	<p>事業所得 (ビジネスプロフィット) については契約内容にもよるが、基本的には一契約につき一度の提出で足りると考えられる (非居住外国法人へのサービスファイー支払いの都度、提出する必要はない)。</p>
軽減税率適用のタイミング	<p>所得受領者である非居住者等 (例: 日本の親会社) は、関連する所得が支払われる前 (或いは所得支払者が未払計上を行う前) に、所得支払者に対し記入の完了した CORTT を提出する必要がある。この CORTT の提出をもって、所得支払者は配当、利子、ロイヤリティに係る租税条約に基づく軽減税率を使用して源泉を行うことができる。</p>	<p>従来ルールでは、取引前 (最初の課税事象の発生前) までに必ずITADにTTRA申請する必要があるとされており、事前申請を行うことを条件に軽減税率の使用が認められていた (つまり、BIRルーリングの発行を待つ必要はない)。</p> <p>その一方で、事前申請を怠った場合には租税条約の恩典を受けることができないという厳しいルールとなっている。</p>
BIRルーリングについて	今回の通達で対象となっている配当、利子、ロイヤリティに関して、今後BIRルーリングが発行されることはない。	<p>事業所得とキャピタルゲインについては現在でも TTTRA が求められており、これに関しては最終的に BIR ルーリングが発行される。しかし膨大な申請件数と BIR 内部のマンパワーの問題もあり、申請からルーリング発行までに3年超かかっているケースも珍しくない。</p>

## 最終源泉税申告と納税期限

最終源泉税申告書	申告・納税期限
源泉税申告書	最終源泉税の申告は四半期毎に BIR Form 1601FQ で行うものの、源泉税の支払いは月次で要求される点は注意が必要
月次 (BIR Form 0619F)	すべての課税対象四半期の最初の2ヶ月以内に控除された税金は、BIRフォーム0619Fを使い、源泉徴収の翌月10日後またはそれ以前に納税される（ただし電子申告納税システムを採用している場合は翌月11-15日後までに納税する）
四半期 (BIR Form 1601FQ)	課税対象となる四半期の第3月に控除された税金は、源泉徴収税が課された課税対象四半期の終了後の翌月末までにBIRフォーム 1601FQ によって納税される

### k. 付加給付税 (Fringe Benefit Tax)

付加給付税は、1997年に施行された税制改革法により、それまでは現物給与として個人所得税の源泉徴収の一環として課税されていた付加給付を、雇用者の諸手当支出に対する加算税として徴収する目的のため、法人所得税の一部として導入されたものです。

#### 付加給付の範囲

対象となるのは、平社員（労働法等に規定されているマネージャー又はスーパーバイザーの職位を持たない従業員）以外に与えられる付加給付で、この「付加給付」とは雇用者から平社員を除く従業員に提供される物品・役務等や、金銭等価物の授与等の手当を言い、例えば、住宅・車両・雇用者が被雇用者にかわり負担するカントリークラブ等の会費・国外渡航費・従業員及びその扶養家族の教育補助費等が含まれます。

但し、年額PHP90,000までの賞与や、支給されている手当が業務の遂行上必要であると判断された場合（例：事務所から50m以内の住居、会議出席の為の海外渡航費等）は付加給付税の対象には含まれません。

なお、住宅・車両のリース契約書が個人名義で締結されておらず、会社名義の場合には、貨幣価値額の50%のみが付加給付税の対象となりますので、新規契約もしくは更新の際にはこの点を念頭に置かれることが良いでしょう。

## 課税対象となる付加給付

- ・ 住宅
- ・ 車両
- ・ 費用負担
- ・ カントリークラブなどの会員費
- ・ 海外渡航費
- ・ 休暇手当
- ・ メイド・運転手費用
- ・ 教育補助費
- ・ 社内ローン (市場レートとの差額)
- ・ 生命保険、健康保険料などの保険料で、法定限度額を超える部分

## 課税対象とならない付加給付

- ・ 業務の性格上もしくは遂行上必要なもの、雇用者が利便を得るためのもの
- ・ 特別法により非課税となっているもの
- ・ 退職積立金、団体保険などの雇用者負担分
- ・ 平社員に支給されるもの
- ・ 少額手当

## 税額算出方法と税率

雇用者から従業員（平社員を除く）に付与する付加給付の金銭等価額をグロスアップ（割戻し）したものに対する最終源泉徴収税です。付加給付の貨幣価値額を税引後の純額と見做し、税引後のレート（65%）で割り戻して総額を算出し、これに税率35%を乗じて算出します。

## 付加給付税の申告及び納税期限

付加給付税の申告書	申告・納税期限
四半期毎 申告書 (BIR Form1603Q)	毎四半期終了日の翌月末
期末 申告書 (BIR Form1604CF)	翌年1月31日

## I. 移転価格税制 (Transfer Pricing Taxation)

移転価格税制とは、関連企業との間の取引を通じた所得の移転を防止するための税制です。企業が同じグループの関連企業との棚卸資産売買、役務提供などの取引の価格（「移転価格」）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となります。そのため、移転価格税制は、関連企業との取引価格（「移転価格」）を資本・支配関係のない独立の第三者と取引した価格（「独立企業間価格」）で計算し直すことで適正な国際課税の実現を目的とするものです。移転価格税制に適正に対応しない場合、フィリピン、フィリピン国外のいずれか、あるいは両国において課税されるリスクがあります。

### フィリピンの移転価格ルールとその特徴

フィリピンの移転価格ガイドライン（以下、TPガイドライン）は2013年1月に公表され、2013年2月より適用されています。TPガイドラインは概ね当時のOECDの移転価格ガイドラインに沿ったものであり、納税者に対して移転価格文書の作成と保持をフィリピン当局として初めて義務付けたものです。また、移転価格文書は毎年の確定申告書に添付して提出する必要はないものの、BIRから要求された場合、納税者は当該文書を提示しなければならないとされています。このため、2013年のTPガイドラインの公表後、日系企業を含め多くの在比企業が移転価格文書の準備および更新を行ってきています。

また、国外関連者との取引だけでなく、フィリピン国内における関連者との取引もTPガイドラインの適用対象である点もその特徴です。これは、フィリピンでは様々な投資優遇措置が設けられており、国内においても税率の異なる企業が混在することから、関連者間での恣意的な所得の移転によるグループの税負担の軽減が可能であることが背景にあります。一例として、日系の輸出型製造企業の多くが登録しているフィリピン経済区庁（PEZA）の場合、通常は商業生産の開始後、法人税の免税期間（4～8年）が与えられ、免税期間後は原則として全ての国税および地方税に代えて総所得の5%を納めれば足りるという、いわゆる5% 総所得課税期間に移行します。一方、優遇措置を受けていない通常の内国法人の場合、法人税率は課税所得に対して30%であり、両者の税負担率は大きく異なっています。

### フィリピンにおける移転価格調査ガイドラインの公表 (RAMO No.1-2019)

BIRは、2019年8月27日に移転価格調査ガイドライン (RAMO No.1-2019) を公表しました。フィリピンでは2013年に出された移転価格ガイドライン (Revenue Regulation No. 2-2013) で文書化義務が明

記されたものの、移転価格調査に関するガイドラインはその後長らく公表されておらず、今日に至るまで本格的な移転価格調査が行われていない状況が続いています。一方で、フィリピン政府は脆弱な交通インフラを改善するために「ビルド・ビルド・ビルド（造れ、造れ、造れ）」とよばれる大規模インフラ整備計画を政権の最重要政策と位置付け、その財源を支えるための抜本的な税制改革を現在急ピッチで進めています。このような中、BIRは2019年5月に向こう5ヶ年の戦略計画(2019年～2023年 RMO No. 21-2019)を発表し、「移転価格税制に関するBIRアプローチの確立」を優先プログラムの一つに位置付けました。今回の移転価格調査のガイドライン(以下、調査ガイドライン)もその流れの中で出されたものであり、これまで実務的にはほとんど行われていなかったフィリピンの移転価格調査が、これを機に本格化することが見込まれます。

以下は、これまでに公表されたフィリピンの移転価格関連ルールを簡単に表に纏めたものです。なお、APAガイドライン、MAPガイドライン、およびBEPSに関連する通達などは2020年4月末現在でも公表されていません。

これまでの経緯	移転価格に関連する 税法、BIRルール	主な内容
2013年より前	内国歳入法第50条	関連者間の移転価格を通じた脱税行為を防止するための国税長官の権限を規定
2013年1月	移転価格ガイドラインの公表 (RR No.2-2013)	文書化義務の明記 国外だけでなく国内関連者との取引も対象となる
2019年5月	BIRの5ヶ年戦略計画の公表 (2019年～2023年)	移転価格調査、APA(事前確認制度)、MAP(相互協議)に関するガイドラインの公表に優先的に取り組む
2019年8月	移転価格調査ガイドラインの公表 (RAMO No.1-2019)	移転価格調査の手法、プロセスを定めたBIR職員向けの通達

### 調査ガイドライン (RAMO No.1-2019) の適用対象取引

調査ガイドラインの適用対象となる取引は以下のとおりです。

1. 関連者間の取引(少なくとも一方の関連者がフィリピンで課税対象となる取引)
  - • 有形/無形資産の販売、購入、譲渡、使用
  - • 役務の提供
  - • 金利の支払い、など
2. 恒久的施設 (PE) とその本店またはその他支店との間の取引まず適用対象取引として①が示されており、関連者間の取引を幅広く対象としています。また、TPガイドラインの規定と同様、国外関連者との取引のみならず、フィリピン国内の関連者との取引についても適用対象となることが明記されています。一方で、関連者の定義については調査ガイドラインでも具体的な数値基準等は示されておらず、TPガイドラインに規定される「一方の当事者が、直接的または間接的に他方の経営に参加、または支配、もしくは資本に関与している場合、これらは関連者となる」という定義が適用されるものと考えられます。

加えて調査ガイドラインでは、②にあるとおり、恒久的施設 (PE, Permanent Establishment) とその本店、またはその他の支店との内部取引についても移転価格調査の対象となることが明記されました。すなわち、調査ガイドラインにおいて、PE(例として日本法人のフィリピン支店)は、移転価格調査上、本店やその他の支店から独立した別個の企業として取り扱われることとなります。

- 恒久的施設 (PE) とは、事業を行う一定の場所等をいい、租税条約等に規定されている(例、支店PE、建設PE、代理人PEなど)。非居住者および外国法人の課税関係を決定する上の指標となるもの

### 移転価格調査のプロセスについて

調査ガイドラインでは、移転価格調査の流れを大きく、①準備フェーズ、②調査実施フェーズ、③レポート作成フェーズの3つのフェーズに分け、それぞれの詳細なプロセスが規定されています。

#### 1. 準備フェーズ (Preparation for Transfer Pricing Audit)

当フェーズでは、移転価格調査を実施するにあたり、BIRが納税者に対して関連者間取引に関する情報や書類を要求するほか、必要に応じて納税者とミーティングを行うことが規定されています。

BIRは入手可能な情報(法人所得税申告書、添付される監査済み財務諸表、租税条約適用申請、BIRルーリング、過去の税務調査結果、ウェブサイト、データベース等)を基に調査対象取引を識別します。その後、BIRは納税者とイニシャルミーティングを実施し、納税者の事業、主要な機能、製品、サービス、

商流、移転価格ポリシー、移転価格文書などを確認します。また、BIRは納税者に対して、書面 (Request Letter-Annex 1) により以下の情報を要求できることも規定されています。

- a. 関連者間の取引 (Annex 3)
- b. 財務諸表のセグメント情報 (Annex 4)
- c. サプライチェーン管理分析 (Annex 5)
- d. 機能・資産・リスク分析 (“FAR Analysis” Annex 6)
- e. 事業の特性 (Annex 7)
- f. 比較可能性分析のデータ (Annex 8)

納税者はBIRからの要求に従い、上記 a~f のデータを提出する必要があります。a~eについては調査ガイドラインの付録としてテンプレート (Annex) が公開されており、納税者はテンプレートに必要情報を記載して提出する形となります。

## 2. 調査実施フェーズ (Implementation of the Transfer Pricing Audit)

当フェーズでは、BIRが納税者の事業の状況に応じた最適な移転価格算定方法を選択し、分析を行います。

- a. 納税者の事業特性の決定  
企業分析、産業分析、機能分析を実施し、事実関係を分析する。
- b. 最適な移転価格算定手法の選択  
比較対象取引、適切な移転価格算定手法を選択する。
- c. 独立企業間価格の算定  
比較対象企業の選定、経済分析を実施する。



3. レポート作成フェーズ (Reporting on Audit on Transfer Pricing)  
BIR担当官は、上述のフェーズにおける分析結果を踏まえ、移転価格調査レポートを作成します。また、ガイドラインでは、レポート最終化の前に全ての指摘事項について、納税者とディスカッションを行うべきことが規定されています。ミーティングにおいて、BIR は納税者の主張を理解し、また、納税者がBIR の分析結果に同意するか或いは同意しないかなどを確認します。

(BIRが作成するレポートに含まれる項目)

- エグゼクティブサマリー
- 納税者の企業分析、機能分析と問題となる関連者間取引
- 関連者間取引に関する納税者の経済分析のサマリー
- 納税者の分析手法の問題点
- BIR による移転価格調整額の決定
- サマリーと結論

なお、本フェーズにおける移転価格調査レポートはあくまで BIR調査官が作成する内部のレポートと考えられ、仮にBIRによる移転価格調整額が決定される場合、その金額は通常の税務調査プロセスにおける公式書面である予備的評価通知 (PAN) や最終評価通知 (FAN)などに反映され、納税者に提示されるものと考えられます。

## 文書化 (Documentation)

移転価格税制における文書化とは、関連者間取引の詳細 (特に利益率等) を押さえ、比較対象取引等との比較分析を行い、それを書面として残しておくことを指します。フィリピンにおいても2013年に公表されたTP ガイドラインにおいて文書化義務が規定されることになりました。

主な文書化内容としては、業務内容の詳細分析 (会社概要と経営戦略、業界分析、機能分析、財務分析)、関連企業間取引の詳細、比較分析、価格算定方法の選択と適用 (採用した移転価格算定方法以外を不採用とした理由) が挙げられます。文書化の効果としては、移転価格調査に対する抑止力となること、移転価格調査より前の段階でリスクエリアを特定し税務調査前に対応策を検討できることなどが挙げられ、移転価格課税において有益であるといえます。なお、文書化に際しては、片方の税務当局のみならず、取引相手国の税務当局も意識した上で作成することに留意する必要があります。

## 事前確認制度 (APA) とフィリピンにおける現状

APAとは、将来年度における国外関連者との取引価格の算定方法について、税務当局から事前に合意を得る制度です。事前確認を取得した場合、合意された移転価格算定方法に基づく納税を行う限り、移転価格課税が行われることはありません。

移転価格ガイドラインの中で、APAについては別途 APA ガイドラインが発行されることが規定されており、その後も2015年、2016年のBIRの年次優先プログラム等で、APAガイドラインを含めた以下の3つの通達の最終化がBIRの優先項目であると述べられていました。ところが、2020年4月末時点でどの通達も最終化されておらず、また最終化の時期も不透明となっています。

1. 事前確認制度 (APA) に係る歳入規則
2. 移転価格文書にかかる税務通達 (RMO)
3. 移転価格リスク評価に係る税務通達 (RMO)

また、国際課税で問題となっているBEPS (Base Erosion and Profit Shifting – 税源侵食と利益移転) に関しては、OECDによって2015年に最終報告書がとりまとめられましたが、フィリピンでは、2020年4月末現在、BEPSに関する税務通達等は一切公表されていません。

## 4. 個人所得税

### a. 個人所得税に係る一般原則

フィリピン居住国民は、全世界所得について納税義務を負う一方、フィリピン非居住国民は、フィリピン国内源泉所得についてのみ納税義務を負います。また、外国人は、居住、非居住を問わず、フィリピン国内源泉所得に関してのみ納税義務を負います。ここでのフィリピン源泉所得はどこで支払われているかに関わらず、フィリピンで労働を行っていればその対価はすべて含まれますので、駐在員の方が、例えば日本の本社から日本で受領している給与や賞与も合算して申告する必要があるので注意が必要です。それぞれの適用税率は下記の通りで、非居住外国人でフィリピン滞在日数が暦年基準で180日以下の場合のみフィリピン源泉の総所得に25%の税率で課税されます。但し、同一職務 (税法ではassignmentという表記) での滞在で、前後の年に180日を越えて滞在している場合は、180日を超えていない年も0~35% の累進税率となります。つまり例えば、2018年の12月1日に赴任し、2019年以降も複数年駐在する契約になっている場合は、2018年度も0~35% の累進税率となります。

納税者	課税対象所得	適用税率
居住国民	全世界所得	0~35%の累進税率
非居住国民	フィリピン国内源泉所得	0~35%の累進税率
居住外国人	フィリピン国内源泉所得	0~35%の累進税率
非居住外国人 (180日以上滞在)	フィリピン国内源泉所得	0~35%の累進税率
非居住外国人 (180日未満滞在)	フィリピン国内源泉所得	25% (総所得)

### b. 個人所得税率

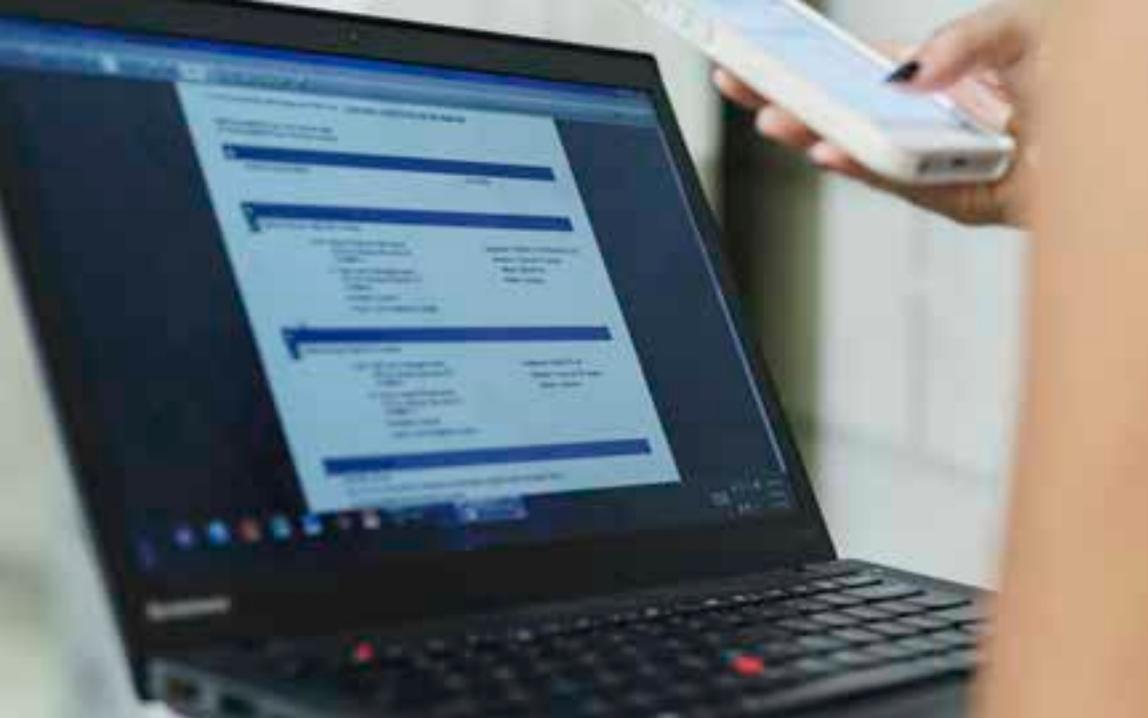
前途した0~35%の累進税率の詳細は以下の通りです。個人所得税率は2018年1月1日に変更されており、下記税率は2022年12月31日まで継続される予定となっています。また、個人の場合、課税年度(年間課税所得の基準)は暦年のみで選択できません。

年間課税所得	税率
PHP250,000以下	0%
PHP250,000超PHP400,000以下	PHP250,000を超える20%
PHP400,000超PHP800,000以下	PHP30,000+PHP400,000を超える25%
PHP800,000超PHP2m以下	PHP130,000+PHP800,000を超える30%
PHP2m超PHP8m以下	PHP490,000+PHP2mを超える32%
PHP8m超	PHP2,410,000+PHP8mを超える35%

### c. 主な非課税所得

主な非課税所得は下記の通りです。

- 生命保険金
- 損害保証金
- 合理的退職金制度に基づく退職金
- 13ヶ月給与で90,000ペソを超えないもの
- 少額手当 (De Minimis)
  1. 年間10日以内の未使用有給休暇の買取
  2. 従業員扶養家族向け医療現金手当 (PHP250/月)
  3. お米手当 (PHP2,000/月または50kg)
  4. 制服・衣料手当 (PHP6,000/年)
  5. 医療費実費負担 (PHP10,000/年)
  6. 洗濯手当 (PHP300/月)



7. 従業員表彰記念品  
(年間PHP10,000までの金銭等価物で支給 (現金や金券は不可))
8. クリスマスやその他の式典で与えられるギフト  
(従業員一人当たり年間PHP5,000まで)
9. 残業食事手当 (各地域の最低賃金の25%)
10. CBA及びProductivity Incentive Schemesによる報酬 (RR No. 1-2015)  
(両項目の合計でPHP10,000/年)

d. 給与所得にかかる源泉税の申告と納税期限

月次申告 (報告要件一雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者	<ul style="list-style-type: none"><li>• マニュアル申告の場合 翌月10日まで 但し、12月分は翌年1月15日まで</li></ul>
月次申告書 (BIR Form1601C)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 電子申告 (eFPS) の場合 申告は業種区分により 各月末から11~15日以内 但し、納税は全業種翌月15日まで 12月分の納税は翌年1月20日まで</li></ul>

## 年次申告 (報告要件一雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者	申告期限：翌年1月31日までに1年分の被雇用者のアルファリスト (アルファベット順に記載した総括一覧表) を添付して提出
年次申告書 (BIR Form1604CF) (給与所得にかかる源泉税および最終源泉税にかかる年次申告書)	

## 年次申告 (報告要件一被雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一被雇用者	みなし申告適用者以外の出向者または国民である被雇用者は年次申告書 (1700) を翌年4月15日までに申告しなければならない
年次申告書 (BIR Form1700)	

## 5. その他の国税

### a. 付加価値税 (VAT)

一定の例外を除き、物品の輸入、フィリピン国内での物品、資産、サービスの販売、交換、リースには12%の付加価値税 (VAT) が課せられます。物品及び資産とは不動産、特許や商標などの権利、動産など、すべての有形、無形のものを指します。サービスとはフィリピン国内で対価をもって提供されるすべてのサービスを含みます。非居住外国法人からのサービスについてもPEの有無に関わらず対象となりますので注意が必要です。

また、輸出は通常0%VAT (ゼロレート) です。また、日本の消費税と同じく、仕入等から生じるインプットVATと売上等から生じるアウトプットVATの相殺は認められます。

なお、輸出は通常0%VATであることから、PEZA登録以外の在毎日系企業で、主要な販売先がPEZA企業である場合、仕入れにかかるインプットVATが発生する一方、これと相殺できるアウトプットVATがないため、多額のインプットVATが累積するケースが見られます。これについて、内国歳入法においてVATが発生した四半期末から2年以内にBIRに申請をする事で、還付を受けられる事が定められています。しかしながら、手続の煩雑さやBIRの対応の遅さ等により実態として還付を中々受けられないことが従来から深刻な問題となっています。

## VAT申告と納税期限

VAT申告書	申告・納税期限
VAT申告書	1ヶ月のアウトプットVATの累計額が、インプットVATの累計額を上回る場合、納税者は各月末から20日以内にその差額を申告・納付する義務がある
月次申告書 (BIR Form 2550M)	
四半期申告書 (BIR Form 2550Q)	また、各課税対象四半期の終了後25日以内に、VATの四半期申告書を提出することが求められる

## 主なVAT非課税サービス

- 1) 年間売上が3,000,000ペソ未満の者が提供するサービス
- 2) 電気、水などの公共サービス
- 3) 金融、保険サービス
- 4) 一部を除く医療、教育サービス
- 5) 國際海運、航空サービス など

## VAT還付を巡る状況

2018年3月8日にBIRからVAT還付に関する通達 (RMC No. 17-2018) が公表され、VATの還付請求プロセスがそれ以前のルール (RMC No. 89-2017およびRMC No. 54-2014) から変更されています。BIRは納税者のVAT還付申請から還付までの期間を、従来ルールの120日から90日に短縮することに加えて、仮にBIRが納税者の還付請求を認めない場合には、否認理由を記載して同じく90日以内に文書で通知するというルールを設けています。

上記通達に加えて、2018年12月27日に公表されたRR No. 26-2018では、90日以内の還付システムに関して変更があり、従来のRR No.13-2018は、申請から90日以内に還付の承認、もしくは否認までを文書で行うことが規定されていましたが、新しい歳入規則 (RR No. 26-2018) では、90日以内に還付支払いまでを行うことが規定されています。

新しいVAT還付システムによって還付プロセスの迅速化が期待される一方で、フィリピンの場合、これまでVAT還付ルールはあるものの、ルール通りに運用されず、実際に還付を受けるのが困難な状況が続いているため、上記の改正VAT還付プロセスが今後有効に運用されることが何より重要と考えられます。

## インプットVATの費用処理について

インプットVATが累積する企業においては、還付ではなく、税務上の費用(損金)として処理することを検討する場合がありますが、RMC No. 57-2013以降、BIRは、インプットVATについて、税務上の損金とする処理を認めないことを明確にしています。RMC No. 57-2013では、インプットVATについては、還付、もしくはアウトプットVATとの相殺によってのみ、回収可能としています。

### b. パーセンテージ税

VATの対象とならない特定の事業者に関して、VATの代わりに総収入額に対して業種ごとに定められた税率を乗じたパーセンテージ税が課せられます。また、VATが免税となる年間売上300万ペソ未満のVAT登録者でない事業者は、売上に対して3%のパーセンテージ税が課せられます。

銀行及びノンバンク	0%～5%
生命保険	5%
運輸、ラジオ、テレビ放送	3%
電気、ガス、水道	2%

### c. 物品税

フィリピン国内で生産または製造される物品、または一定の輸入物品に物品税が課せられ、アルコール、タバコ、石油製品、鉱物、自動車、宝石など物品の種類に応じて、それぞれ異なる税率が適用されます。物品税はVATや関税とは別個に課税されます。

### d. 印紙税

印紙税は新規に株式を発行する際、債務証書、不動産売買、リース契約書、保険契約書を締結する際等に発生します。法人設立に際しては、株式の発行や事務所のリース契約が生じ、これらが印紙税の課税対象となるため、その納税期限(翌月5日)について十分留意が必要です。取引当時者の誰が納税しても良いことになっていますが、サービス等を享受する企業側が負担することが一般的になっています。税率は取引の種類によって定められていますが、主な取引と税率は下記の通りです。

取引内容	税率
株式発行	株式価値の1.0%(額面金額200ペソにつき2ペソ)
株式譲渡	株式価値の0.75%(額面金額200ペソにつき1.50ペソ)
融資契約書(借入) ファイナンスリース	0.75%(契約金額200ペソにつき1.5ペソ)
オペレーティングリース (土地、テナント)	0.2%(契約金額1,000ペソごとに2ペソ) *最初の2,000ペソまでは6ペソ
不動産の譲渡	1.5%(契約金額1,000ペソごとに15ペソ)

#### e. キャピタルゲイン税

フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されていない非上場の国内株式から生じたキャピタルゲインは、内国法人の場合、譲渡益に対して15%で課税されます。フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されている国内株式の場合、売却または交換、その他の方法で処分した際の価値の0.6%で課税されます。また、投資用不動産の売却から生じたキャピタルゲインは、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高いほうの価格に6%の税率で課税されます。なお、キャピタルゲイン税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。事業用資産の売却は通常の課税所得に含まれます。

#### f. 相続税

2017年より以前の相続税は、相続する金額に応じて税率が異なっていましたが、2018年1月1日施行の税制改革法 (TRAIN) により、相続税率は、一律6%へと変更されました。基礎控除、その他認められる経費を控除した金額を基に相続税を計算します。相続税申告書は被相続人の死亡から1年内に提出することとされています。

#### g. 贈与税

2017年より以前の贈与税は、贈与を受け取る相手が親族か第三者かで税率が異なっていましたが、2018年1月1日施行の税制改革法 (TRAIN) により、贈与税率は一律6%へと変更されました。贈与税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。



## 6. 地方税

### a. 地方事業税

製造業、卸売り販売業、流通業、ディーラー、建設業等は事業を行った地域により、前年度総収入の2%以下にあたる地方事業税の対象となります。生活必需品については税率は半分以下となります。小売業の場合、売上が PHP400,000 以下の場合は2%、PHP400,000 を超える額に対しては1%課税されます。

銀行及びその他の金融機関には事業を行う地域により、総収入に対して0.5%を超えない地方事業税が課されます。なお、地方事業税の申告・納税期限は事業年度の翌年1月20日となります。

また、PEZA登録企業の5%総所得課税の下では、原則として全ての国・地方税の代わりに総所得の5%を納めれば足りるとされているため、別途地方事業税を納める必要はありません。

### b. 固定資産税

設備機械、建物、土地など固定資産に対する従価税です。市場価値に固定資産の種類毎に定められた倍率を掛けて求める評価額が基準になり、評価額に対してマニラ首都圏は2%以下、それ以外は1%以下の税率が課されます。PEZA輸出型製造業は登録事業に利用されている機械設備については使用開始から3年間免税となり、さらに5%税制移行後は土地を除いて固定資産税としての納税は不要です。

### c. 不動産取引税

不動産取引の際には、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高いほうの価格にマニラ首都圏は0.75%、その他の地域は0.5%を超えない税率で課税されます。

## 7. フィリピンにおける税務調査手続

2013年11月に公表された RR No.18-2013、及び 2018年1月に改訂された RR No. 7-2018 は、いずれもフィリピンにおける税務調査プロセスを規定したガイドラインであり、税務調査に際しては、この内容を正しく理解することが非常に重要です。BIRによる税務調査時の指摘内容がいかに不合理であったとしても、ルールで定められた期限内に反論を行わない場合、指摘内容がそのまま確定してしまう可能性があるため、納税者として期限内に適切に反論を行うことがとりわけ重要になります。BIRによる税務調査の流れは下記の通りとなっています。

1	Letter of Authority (LOA) の発行	LOA とはBIRによる税務調査を開始する意思を示す最初の公式の通知です。この通知を受けて対象になっている年度の帳簿類など所定の書類を提出する事で税務調査が始まります。
2	Notice of Informal Conference (NIC) の発行	納税者とBIRの非公式協議であり、正式な評価通知であるPAN発行前に調査官との協議が実施されます。
3	Preliminary Assessment Notice (PAN) の発行	調査官が書類を確認し、入手した書類が追徴課税の指摘根拠として十分だと判断した段階でPANが発行されます。PANは調査結果と納税過不足額の詳細を記載した通知です。 (但し、税務金額の計算間違いや源泉税で徴収額と納税額に差があった場合などはPANを飛ばして次項のFANが発行されると規定されています)

4	Final Assessment Notice (FAN) の発行	<p>納税者が15日以内に返答しなかった場合はPANから15日経過後に、15日以内に返答し、返答が受け入れられなかった場合は返答日から15日以内に最終通知となるFANが発行されます。</p>
5	FAN への反論 (Protest)	<p>FANの発行日から30日以内に以下どちらかの方法で反論を行わなければなりません。反論をしなかった場合は追徴税額が決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) <b>Request for Reconsideration</b> (再考依頼)           <p>既に提出済みの書類の範囲で事実や法律上の取り扱いの再確認を依頼するものです。</p> </li> <li>b) <b>Request for Reinvestigation</b> (再調査依頼)           <p>書類や証憑を再提出した上で再調査を依頼するものです。60日以内に追加書類を提出しなければなりません。</p> </li> </ul>
6	5 Protest 否認への対応	<p>反論を行った場合でBIRから否認された場合は、BIRとしての最終決定通知であるFDAA (Final Decision on Disputed Assessment) が発行されます。この場合、以下の対応を否認日から30日以内に行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) CTA (税務裁判所) に提訴</li> <li>b) 国税長官 (Commissioner) に再考の上訴</li> </ul>
7	5 Protest 無反応への対応	<p>Protest に対して180日以内に反応がなかった場合は、以下の選択が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 180日経過後30日以内にCTA (税務裁判所) に提訴</li> <li>b) 税務当局の最終決定を待つ (最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)</li> </ul>
8	6-b) 否認への対応	<p>国税長官への上訴が否認された場合は、30日以内にCTAへの提訴が必要で、行わなかった場合は追徴税額が確定してしまいます。</p>
9	6-b) 無反応への対応	<p>国税長官への上訴に対して180日以内に反応がなかった場合は以下いずれかの対応を選択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 180日経過後30日以内にCTA (税務裁判所) に提訴</li> <li>b) 国税長官の最終決定を待つ (最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)</li> </ul>

RR No.18-2013では、それ以前はPANの発行前に納税者とBIRの間で行われていた非公式のすり合わせ協議 (Informal Conference) が廃止されましたが、2018年のRR No.7-2018により同規定が復活しています。BIRによる初期段階の指摘は往々にしてよく考察しない表面的な計算による多額の追徴であったり、不合理な内容であるケースが散見されますが、Informal Conferenceが再度規定されたことにより、PAN発行前にも納税者にはBIR指摘事項に対する反論の機会が与えられることになります。いずれにしても、納税者は必要に応じて外部専門家 (弁護士、会計事務所) のサポートを受けながら、ルールで認められた期限内に適切に反論書を提出することが重要になります。

# フィリピン 進出の概要

3

## 1. 外国投資に対する基本方針

フィリピン政府は雇用機会創設、生産性向上、輸出増加、経済発展の基盤を提供する外国投資を歓迎しています。投資に関する法律は外国投資の受け入れを推し進める形で整備されてきました。この基本方針は今後も変わらないものと考えられます。

また、主要な投資関連法規として「1987年オムニバス投資法」と「1991年外国投資法」があります。1991年外国投資法では、フィリピン国内における外国資本出資比率を40%に制限する規制が撤廃され、「外国投資ネガティリスト」の指定業種（付録I）を除いて、100%までの出資が認められるようになりました。

## 2. 進出に際しての留意点

外国企業がフィリピンで事業を行う場合、通常は現地法人、支店、駐在員事務所が主要な進出形態となります。また他にもパートナーシップ、リージョナル本部（RHQ）、リージョナルオペレーティング本部（ROHQ）などの事業形態を探ることも認められています。ただし、いずれのケースにおいても、必要な書類を準備して、規制当局であるSEC（証券取引委員会）に法人登録をすることがます必要となります。

よって、法人設立の基本的な流れとして、最初にSECへの登録を行い、その後、優遇措置を受ける場合は、PEZA（フィリピン経済区庁）やBOI（投資委員会）への登録を行うことになります。その他、フィリピンの国税庁にあたるBIR（内国歳入庁）、各種社会保障制度（社会保険庁、住宅積立基金、フィリピン健康保険組合）、地方自治体（LGU）、フィリピン中央銀行（BSP）等への登録を進めていく流れです。



本ハンドブックでは、実務で多く利用されている進出形態である現地法人、支店、駐在員事務所について、その特徴と設立手続きの概要を解説します。

### 3. 証券取引委員会 (SEC)

#### a. なぜ証券取引委員会 (SEC) に登録が必要なのですか?

SEC (Securities and Exchange Commission) はフィリピンで設立されるすべての法人及びパートナーシップの登録、許認可発行、規制、監督を行なう政府機関です。フィリピンで事業を行う外国企業の現地法人や支店も対象となります。SECへの登録によって、初めてフィリピンで事業を行うことができるようになるため、フィリピンでの法人設立における最も重要なプロセスといえます。なお、SEC登録後、その他の行政機関への登録も可能となります。

#### b. 一般的な進出形態としてどのような選択肢がありますか?

前述の通り、フィリピンへの進出形態として、実務的には現地法人、支店、駐在員事務所の3つの方法がよく利用されています。但し、それぞれメリットとデメリットがあるため、貴社の事業計画・事業戦略に基づいた慎重な選択が必要となります。以下、それぞれの特徴と設立に際してのSECの要求事項等を表に纏めました。



	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	本社との責任関係の明確な分離 現地社員の意欲の向上	本店費用の配賦、控除可能 設立手続が比較的簡易	本店費用の配賦、控除可能 設立手續が比較的簡易
デメリット	本社費用の控除不可 独立した法人形態を整える必要性がある	国外本店が支店を介さずフィリピンで直接行う取引につき、見做し課税されるリスクあり 支店の債務につき本店への責任遡及あり	法律で活動内容が情報収集や調査等に限定されており、所得を稼得する営業活動は認められない
初期送金額 (最低資本金)	US\$200,000 (PEZA企業でない場合)	US\$200,000 (PEZA企業でない場合)	US\$30,000
外資比率	規制業種を除き、原則100%可	100%	100%
法人登録申請料	授権資本額の1%の5分の1もしくは引受資本額の1%の5分の1のいずれか高い方	初期送金額の1%	初期送金額の1%の10分の1
法人登録の際のその他費用	印紙税 (引受払込資本額の1.0%)	PHP500,000の政府証券の差入れなど	なし
法人登録にかかる期間	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は1-3ヶ月	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は1-3ヶ月	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は1-3ヶ月
法人登録のための主な必要書類	社名確認書 現地法人の定款及び付属定款 財務役宣誓書 登録情報書 注) 定款等がフィリピン国外で署名される場合、フィリピン大使館等における認証手続が必要 (もしくはアポスティーユの取得)	社名確認書 本店の定款及び付属定款 本店の取締役会決議書 本店の監査済み財務諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店から取り寄せる書類については、フィリピン大使館等における認証手續が必要 (もしくはアポスティーユの取得)	社名確認書 本店の定款及び付属定款 本店の取締役会決議書 本店の監査済み財務諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店から取り寄せる書類については、フィリピン大使館等における認証手續が必要 (もしくはアポスティーユの取得)

	現地法人	支店	駐在員事務所
法定役員	社長、財務役 (フィリピン居住者)、秘書役 (フィリピン国籍) の会社役員	居住代理人 (フィリピン居住者) 注) 居住代理人は支店長と兼務可	居住代理人 (フィリピン居住者)
法定報告要件	監査済み財務諸表、年次報告書(General Information Sheet)、各種申告書 (月次・四半期・年次) など	監査済み財務諸表、年次報告書 (General Information Sheet)、各種申告書 (月次・四半期・年次) など	監査済み財務諸表、年次報告書 (General Information Sheet)、各種申告書 (月次・四半期・年次) など
法定監査	原則要	原則要	原則要
法人所得税	30%もしくは2%最低法人税	30%もしくは2%最低法人税	適用なし (所得の稼得が認められないため)
法人所得税の課税対象	全世界所得	フィリピン源泉所得	適用なし
利益送金にかかる税金	非居住外国法人 (例: 親会社) に対する配当送金は通常30%の最終源泉税。但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。	利益送金額の15% 但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。 また、税法規定により、PEZA登録の支店は利益送金税が免除される。	適用なし

2019年2月20日、ドゥテルテ大統領が改正会社法案に署名を行い、同法が成立しました。改正会社法の下では、取締役の要件や、法人の存続期間等が変更されています。

### 主な変更点は以下の通りです。

- One Person Corporationの設立が可能
- 発起人の数が2~15名に変更 (従来は5~15名で過半数がフィリピン居住者である必要があった)
- 会社の最大存続期間の規定が撤廃 (従来は最大50年、ただし延長は可能)
- 取締役の人数は2~15名とし、取締役の居住要件が撤廃 (従来は5~15名で過半数がフィリピン居住者である必要があった)



- 株主総会の決議に関して、出席、委任状のほか、遠隔通信の使用が可能
- 取締役会の出席・決議に関して、遠隔通信での出席・決議が可能

c. **PEZA (フィリピン経済区庁) とSEC申請を同時に行うことは可能ですか？**

はい。SEC申請とPEZAやその他投資促進機関への申請を同時期に行なうことは可能です。但し、PEZA、その他投資促進機関における最終承認には、SECへの登録が完了していることが前提条件となります。

d. **取締役や役員をフィリピン国民またはフィリピン居住者にしなければなりませんか？**

現地法人の場合、旧会社法の下では、取締役の過半数はフィリピン居住者である必要があり、取締役の人数は5人以上15人以下と定められていました。しかし、改正会社法の下では、取締役の居住要件が撤廃され、また取締役の最低人数も2名に変更されています（取締役の最大人数は15人のまま）。また、そのほか、秘書役は居住フィリピン国民である必要があります、財務役については、フィリピン居住者である必要があります。また、外資規制のある分野に従事している企業については、外国人取締役の比率は外資比率を超える事は出来ません。



e. 外国投資家は企業を100%所有できますか?

外国投資法が緩和されたことに伴い、第11次外国投資ネガティブリストに記載されている分野を除き、原則的にすべての分野で外資100%所有が可能です。ネガティブラリストに含まれている分野の詳細は付録Iをご参照下さい。

f. 外資が40%に制限されている場合、事業のコントロールを握るにはどうすればよいでしょうか?

一般的に、企業の支配権は企業運営の方針決定に影響力を持つグループにあり、こうした支配権は議決権付株式の過半数を保有することにより確実なものとなります。よって、議決権付株式の保有が過半数未満の場合は、多数派株主の分散やライセンス契約等により、実質的な支配権を握ることが考えられます。また、信頼できるフィリピン人パートナーを見つけることが重要な点は言うまでもありません。

なお、2013年5月にSEC通達 (SEC Memorandum Circular No. 8) が公表され、外資規制事業についての持株比率の考え方が明確に示されました。つまり、例えば外資比率が40%に制限されている事業の場合、1. 取締役選任の際の議決権付き株式、2. 議決権の有無は関係ない全ての株式、の双方の保有比率が当該40%を遵守していることが求められます。

### g. 土地の所有規制はありますか?

はい。第11次ネガティブリスト(付録I)に記載の通り、フィリピン憲法等の規定に基づき、外国資本の会社は土地を取得することができません。よって、日系企業が製造業としてフィリピン進出する場合、外資100%の製造会社を設立する一方、フィリピン人パートナーをマジョリティとする土地所有会社を設立する実務が広く行われています。外国資本は当該土地所有会社に40%まで出資でき、残りの60%はフィリピン人パートナーが株主となります。

この場合、土地所有会社が、所有する土地を製造会社にリースする形になります。また、土地所有会社設立以外の選択肢として、製造会社が工業団地の土地所有者と長期リース契約を結ぶ方法も考えられます。

## 4. 内国歳入庁 (BIR)

### a. 内国歳入庁 (BIR) とはどのような機関ですか?

内国歳入庁 (Bureau of Internal Revenue) はフィリピンの税務当局であり、SECへ登録した企業はその後速やかにBIRにも登録を行い、納税者番号 (Tax Identification Number) を取得するとともに、登録証明書 (Certificate of Registration) を発行してもらう必要があります。なお、SEC登録が完了した段階から、印紙税その他様々な種類の税金の納税義務が生じるため、税務当局や会計事務所等の専門家に予め確認し、各種税金の申告期限についての正確な情報を入手しておくことが重要です。

### b. BIR 登録に際しての留意点は?

既述の通り、フィリピンでは年度の法人所得税申告のみならず、税種類によって四半期申告(法人所得税)、月次申告(源泉税、印紙税等)なども要求されるため、各税金の申告期限がいつなのか正確に把握することが重要です。法人の設立時においては、通常、株式の発行及び事務所の賃貸借契約に係る印紙税の申告義務が生じます。その後、月次で生じる源泉税の申告義務にも留意する必要があります。

また、事業開始後に使用する領収書(Official Receipt)、請求書(Invoice)、その他の証憑(Supplementary Receipts)についてはBIRの許可を得て、BIR指定の業者により印刷したものを使用する必要があります。また、会計帳簿(総勘定元帳、補助元帳)についても、使用前に予めBIRへの登録が必要となります。

## (参考情報-フィリピンで会計システムを使用する場合)

フィリピンでは、会社が会計システム (CAS - Computerized Accounting System) やコンピューター会計帳簿 (CBA-Computerized Books of Accounts) を使用する場合、BIRから事前にPTU (使用許可-Permit to Use) を取得する必要があります。税務当局が各企業の会計システム使用を許可制としているのは他国ではありません。なお、会社がCASやCBAを使用しない場合、マニュアル会計帳簿という手書きの帳簿か、或いはルーズリーフ会計帳簿というエクセル管理の帳簿を紙に打ち出してBIRに提出する形となり、電子データでの提出が認められているCASに比べ、非常に煩雑になります。

CASの審査・承認は、2015年より以前は所轄税務署 (RDO) で審査・承認が行われており (大規模納税者以外の納税者のケース)、申請から承認までの期間も概ね数か月という状況でした。ところが、2015年9月にBIR内部向けの通達 RSO No.581-2015 (Revenue Special Order) が発出され、これ以降、全ての納税者のCAS審査・承認がケソン市にあるBIR本庁で集約して行われることになりました。このプロセス変更により、フィリピン全土のCAS申請がBIR本庁に集中することになり、かたや本庁のIT専門家の数は限られているため、CASの審査・承認プロセスの深刻な遅れが常態化していました。特に、CAS審査の過程で必ず実施されるBIRによるシステム評価 (ウォータールー、システムデモともいう)においては、本庁のTWG (テクニカルワーキンググループ) のリソース不足により、ウォータールーの予約を取ることすら困難な状況が続き、また、CASの最終承認機関であるBIRの認定委員会 (NAB-National Accreditation Board) も常時開催されているわけではないため、CASの申請から1~2年経ってもPTUが取得できず、会計システムが使用できないケースが2015年以降頻発していました。



これについて、2020年2月6日にBIRから通達 (RMC No. 10-2020) が公表され、現在申請中のCAS案件でウォークスルーの終了しているものに関しては、一定の追加書類を管轄のBIRに提出することにより、CASの使用許可 (PTU – Permit to Use) を取得することなく、会計システムを使用できることがようやく規定されました。また、同通達には、BIRが今後PTUの発行を新たに行わないことも記載されています。とはいえ、本通達は現在CAS申請中のケースを対象範囲としており、今後新たに申請するCASについての取り扱いが明らかでないなど不明確な点も多く、これらについては今後出される予定の追加通達 (RMO) で早急に明らかにされる必要があります。フィリピンで会計システムの導入を検討される際の参考情報としてご留意下さい。

## 5. PEZA (フィリピン経済区庁) 等の投資促進機関

### a. フィリピンの主な投資促進機関は?

外国投資家が各投資促進機関により優遇措置の恩典を受ける場合、その営む事業の種類や事業を行なう場所等に応じて以下の政府機関に申請を行います。なお、フィリピンには下記以外にも数多くの投資促進機関や奨励措置が存在しますが、進出日系企業の多くは概ね以下の機関のいずれかに登録しています。

政府系機関	所在地等
フィリピン経済区庁 (PEZA) <a href="http://www.peza.gov.ph">www.peza.gov.ph</a>	Building 5, DOE-PNOC Complex, Energy Center, 34th Street, Bonifacio Global City, Taguig City, Metro Manila 電話 +63 (2) 551-3451 プロジェクト地区: PEZA管轄の特別経済特区
投資委員会 (BOI) <a href="http://www.boi.gov.ph">www.boi.gov.ph</a>	Board of Investments (BOI) Industry & Investments Bldg., 385 Sen. Gil Puyat Avenue, Makati City 電話 +63 (2) 895-3640
スビック湾岸都市庁 (SBMA) <a href="http://www.sbmacom.com">www.sbmacom.com</a>	Building 229, Waterfront Road, Subic Bay Freeport, Olongapo City 電話+63 (47) 252-4422 プロジェクト地区: スビック湾自由港
クラーク開発公社(CDC) <a href="http://www.clark.com.ph">www.clark.com.ph</a>	Building 2127, E.L. Quirino street, Clark Freeport Zone, Pampanga 電話+63 (45) 599-9000 プロジェクト地区: クラーク特別経済区

## b. 登録企業が受けられる主な優遇措置は?

### フィリピン経済区庁 (PEZA) の優遇措置

1995年特別経済区法に基づき、フィリピン経済区庁 (PEZA) はエコゾーンの開発、運営、管理を行なっています。既述の通り、フィリピンには様々な投資促進機関及び投資奨励措置が存在しますが、与えられるインセンティブの種類の多様さに鑑み、実務上はPEZAの優遇措置が進出日系企業に最も多く利用されているといえます。法人を設立してPEZAへ登録するケースが大半ですが、支店をPEZAに登録する事も認められています。異なる製品、新設工場、新しい技術による生産ラインなどをPEZAに登録する事が出来、また、登録はプロジェクトごとに行うため、同一法人で複数のプロジェクトを登録することも可能です。

登録事業の種類及び概要	優遇措置
輸出型製造業  (輸出型製造業とは、生産物の少なくとも70%の輸出を行い、製造、組立、加工を行う事業のこと)	<p>商業生産開始後4年間、最長8年間の法人所得税の免税期間が与えられる。</p> <p>また、法人所得税の免税期間終了後は、原則として全ての国・地方税の代わり(但し、源泉税と土地の固定資産税を除く)に総所得5%を納めれば足りるという、5%総所得課税期間に移行することができる。また、当該5%総所得課税期間については現時点で期限の定めなし。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 輸入資本財、部品、原材料の関税免税</li><li>• 総売上の30%までの比国内販売可</li><li>• 埠頭税、輸出税、手数料等の免除</li><li>• 通信、電力、水道代を含む現地購入品の附加価値税 (VAT: Value Added Tax) をゼロとする。</li><li>• 工場に実際に据え付けられ使用されている機械装置については初期3年間は固定資産税の免税</li><li>• 地方政府への各種支払 (市長許可、事業許可、専門職/職の従事/訪問料許可、健康証明料、サニタリー検査料、ゴミ処理料)の免除</li><li>• 外国人の雇用</li><li>• 輸出入手続きの簡便化</li><li>• 外国人投資家・家族のための特別ビザ、等</li></ul>

## 登録事業の種類及び 優遇措置 概要

IT企業  (売上の70%を海外の顧客から上げており、ITソフトウェア、ITシステムを用いたサービスを行っているもの)	法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の基本インセンティブは輸出型製造業と同じ。その他のインセンティブはPEZAから発行されるCertificationに記載される。 なお、IT企業と一言でいってもその範囲は広く、BPOビジネス、コールセンター、ソフトウェア開発事業などに加えて、アニメ制作、オンライン英会話事業等がIT企業として登録しているケースも見られる。
物流及び倉庫業  (PEZA輸出型製造業向けの倉庫施設の運営、PEZA輸出型製造業への原材料の販売を業とする企業)	輸入原材料のVAT・関税免税及び現地購入品のVAT0%。 なお、法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の恩典はない。
施設提供事業  (輸出型製造業やIT企業向けに施設(工場、ITビル等)をリースする事業)	法人所得税の免税期間はないが、国税や地方税に代わっての5%総所得課税の恩典が与えられる。 現地購入品のVAT0%。 PEZA区域内の施設の資材の輸入に関するVAT・関税免税。

上記の一覧に纏めていますが、PEZAから受けられる優遇措置は、事業の種類によって異なります。最もポピュラーな輸出型製造業の場合、法人所得税について、パイオニア事業の場合は商業生産開始後6年間、非パイオニア事業の場合は4年間にわたって免除になります(インカムタックスホリデー；略称ITH)。また、PEZAが定めた一定の要件を満たす場合、パイオニア事業で最大で8年間のITHを享受することができます。更に登録事業に直接必要な資本財、原材料、機械設備の輸入時の関税等も免税となり、また、現地仕入にかかるVATゼロレートの恩典もあります。

またITH期間終了後は、全ての国税及び地方税に代わり、総所得(売上総利益に近い概念)の5%納付をもって最終税額とする、いわゆる5%課税期間に移行することができます(但し、源泉税と土地の固定資産税は除く)。2020年4月末現在、当該5%課税期間については特段の期限が定められておらず、PEZA登録企業は長期的な税務メリットを享受することが可能となっています。なお、ITエコゾーンに入居し、PEZAに登録するIT企業も概ね輸出型製造業と同様の優遇措置を受けることができます。



#### c. 優遇措置は譲渡することができますか?

一般的に、投資優遇措置を譲渡することはできません。ただし、投資優遇措置は登録されたプロジェクトに付随しており、優遇措置を付与した機関の裁量により、特定の権利を次のプロジェクト所有者へ持ち越されることは有り得ます。

#### d. PEZA申請時に注意すべき点は?

PEZA申請時に起こりうる問題として、PEZA等が設ける基準に不適格であること、必要書類や情報の未提出などが挙げられます。PEZA申請の際には、貴社プロジェクトの将来計画等を記載した「プロジェクト概要書」を作成し、これがPEZA理事会で審査されることになります。仮にこの内容に不備がある場合、貴社プロジェクトがスムーズに承認されない可能性があります。また、輸出型製造業の場合、PEZA登録の要件として環境規制に準拠していることを証明する環境適合証明書 (ECC) 等の取得も併せて必要となります。



e. 申請書類が登録要件を満たしている場合、**PEZA**理事会の承認を得るまでにどのくらいの期間を要しますか？

PEZAの場合、各部署における手続き及び審査には通常2週間程度を要します。また、プロジェクト承認の可否は月に2度開かれるPEZA理事会で決定されます。なお、プロジェクトがPEZA理事会で承認される場合、通常は条件付承認となり、理事会決議の証明書に、プロジェクト申請者が本承認を得るために準拠すべき事項が列挙されます。これらの事項をプロジェクト申請者が適切にフォローアップした後、申請者とPEZAの間で正式なPEZA登録契約書(Registration Agreement)を締結することになります。PEZA登録契約書に双方が署名した後、程なくPEZA登録証(Certificate of PEZA Registration)が発行される流れです。標準的には申請書の提出からPEZA登録証の発行まで、2~3ヶ月程度の期間を要します。

f. **TIMTA法**とは何ですか？

#### **TIMTA法の趣旨**

TIMTA(税務インセンティブの管理と透明性に関する法)は、国の財政に関する説明責任や透明性を高めるために、フィリピンにおける各種投資促進機関(Investment Promotion Agencies—略称IPAs)から事業者に与えられている税務インセンティブを政府機関がレビューし、その費用対効果を分析することによって、インセンティブによる社会的利害を最適化することをその目的とし、2015年12月に成立しました。



## 投資促進機関 (IPAs)と登録された事業者 (Registered Business Entity)について

TIMTAで定義されるIPAsは投資促進を行う目的で設置された政府機関を指し、投資委員会 (BOI)、フィリピン経済区庁 (PEZA)、スエーピック湾都市圏庁 (SBMA)、クラーク開発公社 (CDC) などが含まれます。一方、登録された事業者 (Registered Business Entity) とは、フィリピンの法律に基づいて設立・組織された個人、パートナーシップ、法人、外国法人のフィリピン支店などで、各IPAsに登録されている事業者のことと言います。また、IPAsに登録された事業者は、通常、法人税の免税や優遇税率 (e.g. PEZAの5%総所得税) など、IPAs毎に規定された税務恩典を受けることができます。

## 登録された事業者 (Registered Business Entity) に課される義務

TIMTAに基づき、登録された事業者は、電子申告のシステムを利用し法定期限内に内国歳入庁 (BIR) に対して税務申告及び納税を行うとともに、各自が登録しているIPAsに「年次の税務インセンティブ報告書 (Complete Annual Tax Incentive Report)」を税務申告期限から30日以内に提出することが求められるようになりました。また、各IPAsは税務申告書の提出期限から60日以内に同報告書をBIRに提出することとされています。

なお、登録された事業者が前述の報告義務に従わなかった場合のペナルティは、初回の違反はPHP100,000、2回目はPHP500,000の罰金が科せられ、3回違反した場合にはIPAsからの登録が抹消されるという非常に厳しい内容となっています。

## 6. フィリピン中央銀行 (BSP)

- a. 資本投資をフィリピン中央銀行 (BSP) に登録する必要がありますか?

資本投資の本国引揚げ、配当、利益送金の際に銀行両替を利用する場合にはBSP登録が必要です。BSPに登録することで、銀行システムから外国為替を購入することが可能となります。それ以外の場合、BSP登録は必要ありません。

- b. 銀行を通さずに資本投資を送金することはできますか?

はい。但し、1万米ドルを超える分についてはフィリピンへ持ち込む際に申告する必要があります。銀行を通さない場合、SEC及びフィリピン中央銀行 (BSP) に外国資本投資として登録することができません。

- c. 資本投資は直ちにフィリピン・ペソへの転換が必要ですか?

BSPに資本投資の登録を行なう場合には、以前はフィリピン・ペソへの転換が必要でしたが、法改正により、2020年4月末現在、外貨のままBSPに登録することが可能となっています。

- d. 資本投資の本国引揚、利益送金に関する現行の規制は?

資本投資の本国引揚、配当、利益送金は規制されていません。国内銀行システム以外で外貨を調達し、配当、利益送金を自由に行なうことができます。但し、外貨調達が国内銀行を通じて行われる場合、資本投資は事前にBSPに登録されている必要があります。

公認代理銀行 (Authorized Agent Bank) は、BSP登録証書及び必要書類の提示を受けた場合、公示レートでの外貨販売や送金 (売上金、投資引揚げ、配当、外国投資登録を行った利益送金) を行う権限が与えられています。

**付録I - 外国  
投資法に基づ  
く第11次ネガ  
ティブリスト  
(2018年11月16  
日発効)**



## リストA: 憲法または特別法により、外資が規制されている分野

### 外資が許可されない分野

- マスメディア (記録・インターネットビジネスを除く)
- ライセンスを要する専門職等<sup>1</sup>
- 払込資本金額が250万米ドル未満の小売業<sup>2</sup>
- 協同組合
- 民間探偵、警備員、警備会社の組織・運営
- 小規模採掘
- 群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用及び河川、湖沼内の小規模資源利用
- 闘鷄場の所有、運営
- 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通<sup>3</sup>
- 生物、化学、電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通<sup>3</sup>
- 爆竹その他花火製品の製造

---

1 レントゲン技師、犯罪学、法律家、船舶甲板職員、船舶機関職員を含む  
2 以下の場合、外資100%が可能。(a) 払込資本250万米ドル以上で、一店舗当たりの投資額が83万米ドル以上。(b) ハイエンドの高級商品に特化し、一店舗当たり払込資本金が25万米ドル以上の小売業  
3 国内投資も禁止されている



### 外資が25%以下に規制されている分野

- ・ 民間人材紹介業 (国内、海外のいずれで雇用されるかを問わない)
- ・ 防衛関連施設の建設契約

### 外資が30%以下に規制されている分野

- ・ 広告代理店業

### 外資が40%以下に規制されている分野

- ・ 国内で資金供与される公共事業の工事、修理契約。但し、以下を除く
  - a. 共和国法7718に基づくインフラ開発プロジェクト
  - b. 外国の資金供与、援助を受け、国際競争入札を行なうプロジェクト
- ・ 天然資源の発掘、開発、利用<sup>4</sup>
- ・ 私有地の所有
- ・ 公益事業の運営<sup>56</sup>

<sup>4</sup> 大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外資100%が可能。

<sup>5</sup> 公益事業の運営機関における外国人の構成比率は外資の持分比率を上限とする (例えば外資40%の企業で運営機関が10人で構成されている場合、外国人は4人までとなる)。なお、エグゼクティブ及び常務執行役員の全員がフィリピン国民である必要がある。

<sup>6</sup> 公益事業とは、電気・ガス・水道・交通・通信サービスといった必需品もしくは重要なサービスを定期的に公共に提供する事業もしくはサービスのことである。なお、発電及びコンテストブル市場への電気の供給は公共事業とはみなされない。

- ・ 教育機関の所有、設立、運営<sup>7</sup>
- ・ 米・コーン産業への参入(交換取引、購入による小売を除く栽培、生産、製米・製粉、取引)<sup>8</sup>
- ・ 国有企業、公営企業への原材料、商品の供給契約
- ・ 深海漁船の運営
- ・ 共用部分が法人もしくは個別の世帯により所有されるコンドミニアムユニットの所有
- ・ 民間ラジオ通信網

## **リストB: 安全保障、防衛、保健、公序良俗、中小企業保護の観点から外資参入が規制されている分野**

### **外資が40%以下に規制されている分野**

- ・ フィリピン国家警察(PNP)の許可を要する品目(銃器、火薬、ダイナマイト、爆薬製造時に使用する材料、眼鏡照準具等)の完成品及び原材料の製造、修理、保管、流通。但し、完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はPNP承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- ・ 国家防衛省(DND)の許可を要する品目(銃、銃弾、軍用機、船舶等)及びDND長官が別に定めた品目の製造、修理、保管、流通。但し完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はDND承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの(ただし、ウェルネスセンターを除く)。
- ・ レース場の運営等、あらゆる賭博行為。但しPEZA地域内に行われるPAGCORとの投資契約によるものを除く。
- ・ 払込資本金額が20万米ドル未満の国内市場向け企業
- ・ 先端技術を有するか、少なくとも50人以上を直接雇用し、払込資本金額が10万米ドル未満の国内市場向け企業

7 ただし、宗教団体により設立されたもの、外交官及びその家族、その他の一時的な外国人居住者のためのもの、正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。

8 操業開始から30年以内に資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外資100%が可能。

付録 II -税制改  
革法 (TRAIN-  
**Tax Reform for  
Acceleration and  
Inclusion) – 税制  
改革第1弾**

2017年12月19日、ドゥテルテ大統領の署名により税制改革法（共和国法第10963号、TRAIN）が成立しました。税制改革法（第一弾）には、個人所得税、個人及び法人のパッシブ所得、相続税、贈与税、付加価値税（VAT）、物品税、印紙税（DST）等に関する1997年内国歳入法（Tax Code）の条項の改正が含まれています。本資料は税制改革法（TRAIN）と1997年内国歳入法（旧法）の規定を比較したものです。

共和国法第10963号は、官報に掲載された後（2017年12月27日に掲載）、2018年1月1日に発効しています。



## 内国歳入庁長官に与えられた権限

## 情報収集、喚問、調査、証言を取る権限

Sec. 5 (B) BIR長官は、内国歳入庁の税務調査の対象となる者以外の者、国や地方公共団体、政府機関及び財団またはその職員から情報を入手する権限を持つ

追加の規定：  
協同組合開発庁による内国歳入庁(BIR)及び財務省(DOF)への税インセンティブレポートの提出。報告書には、所得税、付加価値税(VAT)、その他の税制優遇措置についての情報が含まれていなければならない。インセンティブレポートは、Tax Incentives Management and Transparency Act (TIMTA—税務インセンティブの管理と透明性に係る法)の下で作成されたデータベースに含まれる

## 税申告の調査、納税額の決定

Sec. 6 (A) BIR長官または正式に権限を与えられたその代理人は、納税者の調査と、申告後の正確な税額の評価を承認することが出来る

BIR長官または正式に権限を与えられたその代理人は、あらゆる政府機関による事前許可の要否に関わらず、当該権限を有するものとする

## 不動産価値を定める権限

Sec. 6 (E) BIR長官は、不動産の公正市場価値を決定する権限を有する

不動産の公正市場価値の決定には、公的及び民間の不動産鑑定士との相談が必要であり、影響を受ける当事者に事前通知することが要求される。財務長官による規則発行により、3年ごとに地価評価額が自動的に修正される。地価評価額の調整は、公表されない限り有効ではない。評価基準と相談記録は、納税者の照会に利用出来る公的記録でなければならない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文(共和国法第10963号、1997内国歳入法)を参照していただくようお願い致します。

## 個人所得税規定の修正

個人所得  
税率 Sec. 24 (A) (2)  
給与所得者及び自営業者/プロフェッショナル専門家

A. 索引所得者  
2018年1月1日~

Not over PHP10,000	5%
Over 10,000 but not over 30,000	PHP500 + 10% of the excess over 10,000
Over 30,000 but not over 70,000	2,500 + 15% of the excess over 30,000
Over 70,000 but not over 140,000	8,500 + 20% of the excess over 70,000
Over 140,000 but not over 250,000	22,500 + 25% of the excess over 140,000
Over 250,000 but not over 500,000	50,000 + 30% of the excess over 250,000
Over 500,000	125,000 + 32% of the excess over 500,000

Not over PHP250,000	0%
Over 250,000 but not over 400,000	20% of the excess over PHP250,000
Over 400,000 but not over 800,000	30,000 + 25% of the excess over 400,000
Over 800,000 but not over 2,000,000	130,000 + 30% of the excess over 800,000
Over 2,000,000 but not over 8,000,000	490,000 + 32% of the excess over 2,000,000
Over 8,000,000	2,410,000 + 35% of the excess over 8,000,000

2023年1月1日

Not over PHP250,000	0%
Over 250,000 but not over 400,000	15% of the excess over PHP250,000
Over 400,000 but not over 800,000	22,500 + 20% of the excess over 400,000
Over 800,000 but not over 2,000,000	102,500 + 25% of the excess over 800,000
Over 2,000,000 but not over 8,000,000	402,500 + 30% of the excess over 2,000,000
Over 8,000,000	2,202,500 + 35% of the excess over 8,000,000

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

B. 自営業者/プロフェッショナル  
専門家

総売上高・受取額及びその他の営業外収益が VATの基準額 (PHP3m)を超えない場合、納税者は、以下の課税方法から選択出来る

- PHP250,000を超える総売上高・受取額及びその他の営業外収益の8%。または
- Aの所得税率テーブルの適用

C. C. 給与所得と事業所得の双方を得ている混合所得者は、以下のように課税されるものとする

給与所得 - 所得税率テーブルの適用

事業所得、プロフェッショナル職における所得 -

- VAT基準額を超過した場合 - 所得税率テーブルの適用
- VAT基準額を下回る場合 - PHP250,000を超える総売上高・受取額及びその他の営業外収益の8%。または所得税率テーブルの適用

パッシブ所得 (利息、ロイヤルティ、賞品及び他の懸賞金 (フィリピン国民、居住外国人))	Sec. 24 (B) (1) フィリピン慈善宝くじ事務局 ("PCSO") の懸賞金とロト賞金は20%の最終税から免除される	PHP10,000を超えるPCSOとロト賞金は、20%の最終税の対象となる
--	---	---------------------------------------

拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息收入は、15%の最終税の対象となる

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

非上場株式の売却によるキャピタルゲイン（フィリピン国民、居住外国人）	Sec. 24 (C) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初の P100,000まで5%のキャピタルゲイン税、P100,000を超える部分に関しては10%のキャピタルゲイン税が課せられる	非上場株式の売却、交換、その他処分に関して、キャピタルゲイン税 15%の税率が適用される
特定の雇用者によって雇用される外国人及び要件を満たすフィリピン人	Sec. 25 (C), (D), (E) 以下の雇用者に雇用されている外国人、及び要件を満たすフィリピン人は所得税15%の最終源泉税が適用される <ul style="list-style-type: none"> <li>• 多国籍企業の地域本部 (RHQ) 、地域事業本部 (ROHQ)</li> <li>• オフショア銀行 (OBU)</li> <li>• 石油サービス請負業者及び下請け業者</li> </ul>	2018年1月1日以降に、SEC (証券取引委員会) に登録された RHQ、ROHQ、OBU、石油サービス請負業者及び下請け業者の従業員には、優遇税制を適用しない  <del>2017年12月31日現在の既存の RHQ、ROHQ、OBU、石油サービス請負業者及び下請け業者の現在及び将来の要件を満たす従業員は、優遇税制を享受する [大統領による拒否権の行使]</del>

### 法人所得税条項の修正

政府が所有または管轄する法人、機関、仲介者	Sec. 27 (C) GSIS (公務員保険機構) 、SSS (社会保障機構)、PhilHealth (フィリピン健康保険公社)、地方の水道区及びPCSO (フィリピン慈善宝くじ事務局) は、法人所得税を免除される	PCSOの法人所得税免除を廃止
パッシブ所得 (預金及び預金代替物からの受取利息またはその他の金錢的利益)	Sec. 27 (D) (1) 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息收入は、7.5% の最終税の対象となる	拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息收入は、15% の最終税の対象となる
非上場株式の売却によるキャピタルゲイン（フィリピン内国法人）	Sec. 27 (D) (2) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初の PHP100,000まで5%のキャピタルゲイン税、PHP100,000を超えた部分に関しては10%のキャピタルゲイン税が課せられる	証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律15%のキャピタルゲイン税が適用される

### 控除項目に関する規定の修正

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
13ヶ月賞与及びその他給付金の控除	Sec. 32 (B) (7) (e) 13ヶ月賞与及びその他の給付金についてPHP82,000を超えない範囲で、総所得の計算から除外する	13ヶ月賞与及びその他の給付金の総所得不算入額をPHP90,000に増額
	大統領は、消費者物価指数を使用して、3年ごとに所得税免除額を調整することが出来る	大統領による金額調整条項を削除
平社員以外に対する付加給付税(FBT)	Sec. 33 (A) 平社員以外に付与されたフリンジベネフィットは、最終税率が32%になる。グロスアップされた現物給与換算額は、付加給付の実際の金銭価額を68%で除することにより決定される	2018年1月1日より、平社員以外に付与されたフリンジベネフィットは、最終税率が35%となる。グロスアップされた現物給与換算額は、付加給付の実際の金銭価額を65%で除することにより決定される
選択的標準控除("OSD")	Sec. 34 (L) 非居住外国人以外を除き、総所得からの個別控除に代わって、総売上/総受取の40%を超えない額での標準控除を選択することが出来る	一般的なプロフェッショナルパートナーシップ(General Professional Partnership-GPP)の場合、OSDは、GPPまたはそのパートナーシップを構成するパートナーのいずれかによって1回のみ使用出来る
健康・医療保険の掛金の総所得からの控除	Sec. 34 (M) 世帯の課税対象年度の総所得がPHP250,000を超えないことを条件として、個人の健康保険及び/または医療保険について、年額 PHP2,400または月額PHP200の保険料を控除することが可能	廃止
追加の控除について	Secs. 35 and 79 (D) <ul style="list-style-type: none"> <li>PHP50,000 人的基礎控除</li> <li>PHP25,000 扶養控除(一定の要件を満たす扶養家族一人当たり(4人まで))</li> <li>非居住外国人に認められる基礎控除</li> </ul>	廃止
相続、信託財産に関する控除	Sec. 62 PHP20,000を相続または信託の所得から控除することが出来る	廃止
源泉徴収所得 - 夫妻	Sec. 79 (F) 夫が世帯主であり、被扶養者に関する追加控除の正当な請求者であるものとみなす	廃止
	妻の賃金からは、源泉徴収表のゼロ控除に従った税を源泉徴収する	

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文(共和国法第10963号、1997内国歳入法)を参照していただくようお願い致します。

## 申告及び納付

個人の申告 Sec. 51 (A) (2) (a) 総所得が人的基礎控除、扶養控除の免除の総額を超えない個人は、所得税の確定申告を提出する必要はない

給与所得者の課税所得が PHP250,000を超えない個人は、確定申告書 (Income Tax Return-ITR) を提出する必要はない

### 追加の規定:

ITRは、紙ベースまたは電子形式で以下の情報を含み、最大4ページで構成される

- 個人のプロフィール情報
- サービス提供の対価、事業活動の遂行、或いは専門業務の実施から生じる総売上/総受取/総所得（但し、税法で定める最終税の対象となる所得を除く）
- 税法で認められる控除
- 税法に基づく課税所得
- 要納付所得税額

Sec. 51-A 単一の雇用者から給与所得のみを受け取った個人で、当該給与所得に係る税金が正しく源泉徴収されていれば、年度の確定申告書を提出する必要はない

雇用者によって提出され、BIRによって受領された源泉徴収票は、従業員の所得税申告書の代替と認められる（みなし申告）

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
法人の申告納税	Sec. 52 (A) 申告書は、社長、副社長またはその他の主要役職者により提出され、当該役職者及び財務役または財務役補による宣誓書が付されていなければならぬ	法人所得税申告書は、紙ベースまたは電子形式で以下の情報を含み、最大4ページで構成される <ul style="list-style-type: none"> <li>企業のプロフィール情報</li> <li>サービス提供の対価、事業活動の遂行から生じる総売上/総受取/総所得（但し、税法で定める最終税の対象となる所得を除く）</li> <li>税法で認められる控除</li> <li>税法に基づく課税所得</li> <li>要納付法人所得税額</li> </ul>
個人及び法人の所得税の納付及び査定	Sec. 56 (A) (2) 納付すべき税金が PHP2,000 を超えている場合、法人以外の納税者は、2回の均等払いでの税金を納付することが出来る。初回の納付は、申告書が提出された時点で、暦年末後の7月15日以前に2回目の納付を行う	上記の規定は、TIMTAの実施に影響を与えてはならない 2回目の支払は、暦年末後の10月15日またはそれ以前
控除可能源泉所得税	Sec. 57 (B) 財務長官は、支払法人/個人に対し、フィリピンに居住している自然人または法人に対する支払所得項目に対して、1%以上32%以下の税率で税の源泉徴収を要求することが出来る	2019年1月1日より源泉徴収の税率は、支払所得項目の1%以上15%以下でなければならない
源泉徴収税の申告及び納付	Sec. 58 各四半期末から25日以内に最終源泉徴収税の申告納付が行われる  源泉徴収が行われた四半期の翌月の最終日までに控除可能な源泉徴収税の申告納付が行われるものとする	源泉徴収税が行われた四半期の翌月の最終日までに、最終源泉及び控除源泉税の申告書が提出され、支払が行われる
	BIR長官は、政府の利益保護上必要な場合に、財務長官の承認のもと、源泉徴収義務者に対し、控除または徴収した税をより頻繁に納付または供託することを要求することが出来る	BIR長官に、より頻繁な源泉税納付の要求を認める規定は廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

個人の所得 税申告	Sec. 74 (A) 所得税の対象となる個人で、 自営業による所得も受け取っている者 は、現課税年度の概算所得を4月15日ま でに申告しなければならない	概算所得税申告書の提出は、5 月15日以前に行うものとする
概算所得税 の申告及び 納付	Sec. 74 (B) 概算所得税額は、4分割払い で支払われ、4回目の分割払いは、翌暦年 の4月15日またはそれ以前に納付しなけ ればならない	4回目の税額の支払いは、翌暦 年の5月15日以前に行われるも のとする

**相続税規定の修正**

相続税率 Sec. 84 相続税率テーブル

相続税率は一律6%

Over	But Not Over	The Tax Shall Be	Plus	Of the Excess Over
	PHP200,000	Exempt		
PHP200,000	PHP500,000	0	5%	PHP200,000
PHP500,000	PHP2m	PHP15,000	8%	PHP500,000
PHP2m	PHP5m	PHP135,000	11%	PHP2m
PHP5m	PHP10m	PHP456,000	15%	PHP5m
PHP10m	And over	PHP1,215,000	20%	PHP10m

控除

Sec. 86 (A) フィリピン国民または居住者  
には、以下の控除が認められる

- 経費、損失、借金、税金（その他、PHP200,000を超えない葬儀費用、司法経費）
- PHP1mを超えない住宅
- PHP1mの基礎控除
- PHP500,000を超えない医療費
- 葬儀費用、司法経費、医療費の控除を廃止
- 住宅の控除金額をPHP10mに増額
- 基礎控除をPHP5mに増額

Sec. 86 (B) フィリピン国民ではない非居  
住者には、以下の控除が認めらる

- 経費、損失、借金、税金（その他、PHP200,000を超えない葬儀費用、司法経費）
- 過去に課税された財産
- 一般利用のための譲渡
- 経費、損失、借金、税  
金の控除を廃止
- 基礎控除はPHP500,000
- 遺産に対する債権、破  
産者に対する請求、未  
払いの抵当権は、遺産  
からの控除として請求  
出来る

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Sec. 86 (D) フィリピン国民以外の非居住者である個人は、フィリピン国外にある非居住者の財産の総額を申告しない限り、いかなる控除も請求することができない	廃止
死亡の通知	Sec. 89 総遺産額がPHP20,000を超える場合は死亡通知の提出が必要	廃止
相続税申告	<p>Sec. 90</p> <p>(A) (1) 当該遺産が登録または登録可能な財産からなる遺産の総額にかかわらず、すべての移転、またはPHP200,000を超えるものは、相続税申告を提出する</p> <p>(A) (3) 総額がPHP2mを超える相続税申告書は、公認会計士 (CPA) による証明を受けなければならない</p>	相続税の対象となるすべての移転は、当該遺産が登記または登録可能な財産からなる遺産の総額にかかわらず、相続税申告書を提出する  総額がPHP5mを超える相続税申告書は、公認会計士 (CPA) による証明を受けなければならない
	Sec. 90 (B) 相続税申告書は、被相続人の死亡から6ヶ月以内に提出しなければならない	相続税申告書は、被相続人の死亡から1年内に提出しなければならない
相続税の納付	Sec. 91 相続税の納付	追加の規定: 十分な現金を有しない場合は、法定申告期限からペナルティなく、2年以内に分割して相続税を納付することが出来る

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963																																													
株式、債券、または権利の移転に先立つ税金支払	Sec. 97 銀行は、税金が既に支払われていることをBIR長官が証明しない限り、被相続人の銀行口座からの引き出しを認めてはならない	口座保有者の死亡を知っている銀行は、被相続者の預金口座から6%の最終源泉徴収を行わなければならない																																													
	遺産の管理者または相続人のいずれかがBIR長官の承認を得た場合、相続税が支払われたことを長官が証明しなくても PHP20,000を超えない額を引き出すことが出来る																																														
<b>贈与税規定の修正</b>																																															
贈与税率	Sec. 99 (A) and (B) 贈与税率は以下の通り A. 親族 - 贈与のネット金額に対して	受益者が親族であるか、第三者であるかにかかわらず、毎年に行われた贈与PHP250,000を超える贈与総額に対し、贈与税率は一律6%																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Over</th> <th>But Not Over</th> <th>The Tax Shall Be</th> <th>Plus</th> <th>Of the Excess Over</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>PHP100,000</td><td>Exempt</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>PHP100,000</td><td>PHP200,000</td><td>0</td><td>2%</td><td>PHP100,000</td></tr> <tr> <td>PHP200,000</td><td>PHP500,000</td><td>PHP2,000</td><td>4%</td><td>PHP200,000</td></tr> <tr> <td>PHP500,000</td><td>PHP1m</td><td>PHP14,000</td><td>6%</td><td>PHP500,000</td></tr> <tr> <td>PHP1m</td><td>PHP3m</td><td>PHP44,000</td><td>8%</td><td>PHP1m</td></tr> <tr> <td>PHP3m</td><td>PHP5m</td><td>PHP204,000</td><td>10%</td><td>PHP3m</td></tr> <tr> <td>PHP5m</td><td>PHP10m</td><td>PHP404,000</td><td>12%</td><td>PHP5m</td></tr> <tr> <td>PHP10m</td><td></td><td>PHP1,004,000</td><td>15%</td><td>PHP10m</td></tr> </tbody> </table>	Over	But Not Over	The Tax Shall Be	Plus	Of the Excess Over		PHP100,000	Exempt			PHP100,000	PHP200,000	0	2%	PHP100,000	PHP200,000	PHP500,000	PHP2,000	4%	PHP200,000	PHP500,000	PHP1m	PHP14,000	6%	PHP500,000	PHP1m	PHP3m	PHP44,000	8%	PHP1m	PHP3m	PHP5m	PHP204,000	10%	PHP3m	PHP5m	PHP10m	PHP404,000	12%	PHP5m	PHP10m		PHP1,004,000	15%	PHP10m	
Over	But Not Over	The Tax Shall Be	Plus	Of the Excess Over																																											
	PHP100,000	Exempt																																													
PHP100,000	PHP200,000	0	2%	PHP100,000																																											
PHP200,000	PHP500,000	PHP2,000	4%	PHP200,000																																											
PHP500,000	PHP1m	PHP14,000	6%	PHP500,000																																											
PHP1m	PHP3m	PHP44,000	8%	PHP1m																																											
PHP3m	PHP5m	PHP204,000	10%	PHP3m																																											
PHP5m	PHP10m	PHP404,000	12%	PHP5m																																											
PHP10m		PHP1,004,000	15%	PHP10m																																											
	B. 第三者 - 贈与のネット金額に対して 30%																																														
十分な対価のない移転	Sec. 100 公正市場価値が財産移転の対価の額を超える金額は、贈与とみなされる	追加の規定: 通常の事業活動の過程（真実の取引、アームズレンジス原則、寄付の意図なし）で行われた販売、交換、またはその他の移転は、適切かつ十分な対価でなされたとみなす																																													
特定の贈答品の免除	Sec. 101 (A) 結婚のために行われた寄付金や贈り物でPHP10,000を超えない額は、贈与税が免除される	廃止																																													

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

## VAT 課税範囲の拡大

物品のVAT Sec. 106 (A) (2) VATゼロレートの物品取  
ゼロレート 引  
取引

## a) 以下を含む輸出取引

1. フィリピンから外国への物品の販売と実際の出荷
2. 非居住者たる輸入業者に対する売上で、その物品が物品の製造、加工、包装のために使用するため、フィリピン国内の輸出業者に出荷されるもの
3. 輸出版売が年間総生産の70%を超える輸出企業への原材料または梱包材の販売
4. 中央銀行 (BSP) への金の販売
5. 「オムニバス投資法」またはその他の特別法により輸出とみなされるその他の売上
6. 國際海運または國際航空運送業務に従事する者への商品、供給品、機器及び燃料の販売

## b) 外貨建て販売

## c) 特別法または国際協定に従ってそれらのものに対する売上が零税率の対象とされているもの

• 特別法の下で、別の関税領域とされている登録企業への物品販売、共和国法第9593号に基づく観光インフラ企業誘致区庁 (TIEZA) である観光事業地域内の登録企業への販売を輸出取引とする [大統領による拒否権行使]

• 中央銀行への金の販売は、輸出取引からVAT免税取引へ分類

• Item 6 は、物品、供給品、機器及び燃料を國際海運及び航空輸送業務に使用することを条件として、輸出版売とする

• 納税者のVAT還付申請時から90日以内に還付を行える効果的なVAT還付システムをBIRが構築でき、且つ2017年12月31日時点でのペンドィングとなっているVAT還付申請が、2019年12月31日までに完全に現金で還付された段階で、Items 2, 3, and 5を輸出売上とはみなさない

外貨建て販売はVATゼロレート取引から除外

サービス売 Sec. 108 (A) サービス売上の範囲  
上の範囲

発電会社による電力販売、配電業者等による送電、(電気協同組合を含む)

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
サービス売上上のVATゼロレート取引	<p>Sec. 108 (B) VATゼロレートのサービス 売上取引</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 國際海運、國際航空業者に従事する者に対するサービス</li> <li>2. フィリピンから外国への旅客及び貨物の輸送 (航空または海上)</li> <li>3. 年間総売上の70%以上を輸出している企業のためにする物品の加工、変換、製造に従事する元請または下請け業者の行うサービス提供</li> <li>4. フィリピン外で事業を行っている業者のための、その後輸出される商品の加工、製造または再梱包で、外貨で支払を受け、BSPのルールに従っているもの</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Item 1は、これらのサービスが専ら國際海運及び國際航空輸送業務のためである場合に、VATゼロレートとして認められる</li> <li>• フィリピンから外国への旅客及び貨物の輸送に関するゼロレートは、国内航空または船舶にのみ適用</li> <li>• <b>特別法の下で、別の関税領域とされている登録企業へのサービス提供、共和国法第9593号に基づく観光インフラ企業誘致区庁(TIEZA)である観光事業地域内の登録企業への販売を輸出取引とする [大統領による拒否権行使]</b></li> <li>• 納税者のVAT還付申請時から90日以内に還付を行える効果的なVAT還付システムをBIRが構築でき、且つ2017年12月31日時点でペンディングとなっているVAT還付申請が、2019年12月31日までに完全に現金で還付された段階で、Items 3, 4を輸出売上とはみなさない</li> </ul>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
VAT 免税取引	<p>Sec. 109 (1) VAT免税取引</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロフェッショナル専門職がフィリピン国内に持ち込む機材等で、当人の入国の90日前後に国内持ち込まれたもの</li> <li>2. 低コスト住宅用に使用される不動産の売却、及びPHP1,500,000 (RR No.16-2011でPHP1,919,500に調整) 以下の住宅用土地または PHP2,500,000 (RR No.16-2011で PHP3,199,200に調整) 以下の居住用の家屋</li> <li>3. 月額家賃PHP10,000 (RR No.16-2011でPHP12,800に調整) 以下の居住用ユニットの賃貸</li> <li>4. 國際海運、國際空輸事業を行う者による燃料、物品等の輸入</li> <li>5. その他の取引で、年間売上高が PHP1,500,000未満 (RR No.16-2011でPHP1,919,500に調整) の者が行う取引</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロフェッショナル機材に関する免税の拡大(それらが海外に住むフィリピン人、その家族等に帰属する場合でも対象)</li> <li>• 2021年1月1日から、VAT免除は、主に顧客に販売目的、リース目的の不動産の売却には適用されず、社会化住宅用に売却された不動産の売却、ロット及びその他の居住用住宅の免税取引の上限は PHP2mに縮小される</li> <li>• item 3に関して、PHP10,000の上限はPHP15,000とし、今後はフィリピン統計局によって公表されたCPIを使用して調整しない</li> <li>• 燃料、物品及び物資の輸入のVAT免除は、国際海運又は国際航空輸送業務に使用される場合にのみ適用される</li> <li>• item 5に関して、VAT免税上限をPHP3mに増額</li> <li>• 高齢者及び障害者への物品やサービスの販売またはリースに関して免税</li> <li>• 税法40 (C) (2)に基づく財産の譲渡の免除を追加</li> </ul>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

- 会費、その他、ホームオーナーズアソシエーション、コンドミニアムコーポレーションが徴収する料金の免税
- 中央銀行への金の販売はVAT免税取引に分類
- 2019年1月1日より、糖尿病、高コレステロール及び高血圧症に処方された薬物及び医薬品の販売は、VAT免税取引に含まれる

---

**控除可能  
インプット  
VAT****Sec. 110 (A) (2)(b)**

減価償却控除が認められている事業に使用するために購入または輸入された資本財に対するInput VATは、VATを除く取得費用の総額が PHP1mを超える場合、取得月とその後の59ヶ月にわたって均等に配分することが出来る

**Input VAT  
還付が行われる期間****Sec. 112 (C)** BIR長官は、納税者が申請書類を提出した日から120日以内に、控除可能な税金の現金還付または税額控除証明書の発行を行わなければならない

税還付請求の全部または一部の否認、またはBIR長官が上に規定された期間内に申請に応じることができなかった場合、納税者は、請求の否認後または120日経過後、税務裁判所 (CTA) に提訴することが出来る

Input VATの償却は、2021年12月31日までは認められる。但し、その時点で購入または輸入された資本財に未使用の Input VATを有する納税者は、それが完全に使用されるまでは償却を継続できる。

BIR長官は、納税者が還付申請をサポートする領収書または請求書及び他の書類を提出した日から90日以内に、税金の払い戻しを行うものとする

還付請求を否認する場合、BIR長官は、否認する法的及び事実上の根拠を書面で述べなければならない

還付請求の全部または一部否認の場合、納税者は、請求を否認する決定を受けてから30日以内に、CTAに提訴することが出来る

BIRの職員、従業員が90日間の期間内に申請に応じることができなかった場合、ペナルティが科される

---

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
VAT 申告及び納付	Sec. 114 (A) VAT納付義務を有する全ての者は、各課税対象四半期の終了後25日以内に、VAT申告書を提出する  加えて、VAT登録者は毎月VATを納付するものとする	2023年1月1日より、VATの申告と納付は、課税対象となる各四半期の終了後25日以内に行う
VAT源泉徴収	Sec. 114 (C) 政府、政府機関は、商品及びサービスの購入を支払う前に、その総支払額の5%の税率でVATを差し引いて源泉徴収しなければならない  非居住者であるオーナーに対する賃借料の支払い、不動産または財産権の使用料の支払いについては、支払い時に12%の源泉徴収の対象となる	2021年1月1日より、VAT源泉徴収制度は最終税から控除可能なものに移行する。ODA案件に基づく商品やサービスの購入のための支払いは、VAT源泉徴収税の対象とならない
<b>VAT免税者に関する税</b>		
パーセンテージ税	Sec. 116 売上がVATから免除され、VAT登録者でない者は、四半期売上高または四半期受取の総額の3%に相当する税金を支払うものとする	2019年1月1日より、自営業者及び年間売上・収入が PHP500,000を超えないプロフェッショナル専門職は3%のパーセンテージ税を免除される [大統領による拒否権行使]
現地証券取引所に上場され取引されている株式(IPO含む)の処分	Sec. 127 (A) ディーラーによる証券売却以外で、現地証券取引所に上場され、取引されている株式の売買、交換、または処分を行う場合には、売却価格または株式の価値の1%の1/2が徴収される	税率を1%の6/10とする
パーセンテージ税の申告と納付	Sec. 128 BIR長官は、その他のパーセンテージ税の納税前払いスキームを含む、申告の時期と納付の方法及び時期を規定することが出来る	廃止
<b>物品税</b>		
物品税の課税	Sec. 129 物品税は、国内販売、消費、その他処分のためにフィリピン国内で製造、生産された物品、及び輸入品に適用される	物品税は、フィリピン国内で行われるサービスにも適用される

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

**Tax  
particulars****National Internal Revenue Code of  
1997****R. A. No. 10963**

たばこ

Sec. 145 (B),(C) 手作業で梱包したたばこの物品税は以下のスケジュールに基づく

Effective 1 Jan. 2013	PHP12/pack
1 Jan. 2014	15/pack
1 Jan. 2015	18/pack
1 Jan. 2016	21/pack
1 Jan. 2017	30/pack

機械で梱包されたたばこの物品税は以下のスケジュールに基づく

たばこ（手作業、機械梱包）の物品税は以下のスケジュールに基づく

Effective 1 Jan. 2018	PHP32.50/pack
1 Jul. 2018	35/pack
1 Jan. 2020	37.50/pack
1 Jan. 2022	40/pack

税率は2024年1月1日より、財務長官の規定する歳入規則によって、年間4%引き上げる

Net retail price		
Effective	PHP11.50 and below	More than PHP12.00
1 Jan. 2013	PHP12.00/pack	PHP25.00/pack
1 Jan. 2014	PHP17.00/pack	PHP27.00/pack
1 Jan. 2015	PHP21.00/pack	PHP28.00/pack
1 Jan. 2016	PHP25.00/pack	PHP29.00/pack
1 Jan. 2017	PHP30.00/pack	PHP30.00/pack

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

石油製品

Sec. 148 以下の項目に関する物品

Manufactured Oils and Other Fuels	Excise tax rates	Effective		
Manufactured Oils and Other Fuels		01 Jan 2018	01 Jan 2019	01 Jan 2020
Lubricating oils and greases	PHP 4.50 per liter/kg			
Processed gas	PHP 0.05 per kg			
Waxes and petrolatum	PHP 3.50 per kg			
Denatured alcohol	PHP 0.05 per liter			
Naphtha, regular gasoline and other similar products of distillation	PHP 4.35 per liter			
Leaded premium gasoline	PHP 5.35 per liter			
Aviation turbo jet fuel	PHP 3.67 per liter			
Kerosene	PHP 0.00 per liter			
Diesel fuel oil	PHP 0.00 per liter			
Liquefied Petroleum Gas	PHP 0.00 per liter			
Asphalt	PHP 0.56 per kg			
Bunker fuel oil	PHP 0.00 per liter			
Naphtha, regular gasoline, PYROLYSIS GASOLINE and other similar products of distillation and (per liter)	PHP 7.00	PHP 9.00	PHP 10.00	

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

UNLEADED premium gasoline (per liter)	PHP 7.00	PHP 9.00	PHP 10.00
Aviation turbo jet fuel, AVIATION GAS (per liter)	PHP 4.00	PHP 4.00	PHP 4.00
Kerosene (per liter)	PHP 3.00	PHP 4.00	PHP 5.00
Diesel fuel oil (per liter)	PHP 2.50	PHP 4.50	PHP 6.00
Liquefied Petroleum Gas (per kg)	PHP 1.00	PHP 2.00	PHP 3.00
Asphalt (per kg)	PHP 8.00	PHP 9.00	PHP 10.00
Bunker fuel oil (per liter)	PHP 2.50	PHP 4.50	PHP 6.00
Petroleum coke (per metric ton)	PHP 2.50	PHP 4.50	PHP 6.00

2018年から2020年の石油製品の増税スケジュールは、予定される増税前の3ヶ月間のMOPS (Mean of Platts Singapore)に基づくドバイ原油価格が1バレル80ドル以上に達した場合、増税が凍結される。

燃料のマー キング既存の規定なし

Sec. 148-A財務長官は、フィリピンで精製、製造または輸入された石油製品に公式の燃料マーキングまたは同様の技術を使用することを要求し、税金、関税の支払いを受けることが出来る

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文(共和国法第10963号、1997内国歳入法)を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963		
自動車	Sec. 149 自動車の物品税は以下の通り	修正後は以下の通り		
	Automobiles			
	Over Up to Excise tax rate	Excise tax rate		
PHP 0	PHP 600,000	2%	Not over PHP 600,000	4%
PHP 600,000	PHP 1.1m	PHP 12,000 + 20% in excess of PHP 600,000	Over PHP 600,000 to PHP 1m	10%
PHP 1.1m	PHP 2.1m	PHP 112,000 + 40% in excess of PHP 1.1m	Over PHP 1m to PHP 4m	20%
PHP 2.1m		PHP 512,000 + 60% in excess of PHP 2.1m	Over PHP 4m	50%
財務長官が隔年で定める税力テゴリーは、米ドルに対するフィリピンペソの為替レートの変化にペッグする			ハイブリッド車は自動車に適用される物品税率の50%の対象となる。純粋な電気自動車及びピックアップは、自動車の物品税を免除される	
			ジープは自動車とみなされ、ピックアップはトラックとみなされる(つまり、自動車とみなされない)	
必須ではないサービス (On Non-Essential Services)			財務長官による税力テゴリーは削除	
			Sec. 150-A 美容目的のための手術、美容整形から生じる総受取に対して5%の課税を行う	
			物品税の免除は以下の通り	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>先天的な欠陥または異常、事故または外傷に起因する人身傷害、または疾患、腫瘍、ウイルスまたは感染の変形により生じる奇形を改善するために必要な措置</li> <li>国民健康保険プログラムの対象となるケースまたは治療</li> </ul>	

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文(共和国法第10963号、1997内国歳入法)を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
加糖飲料	既存の規定なし	Sec. 150-B以下のスケジュールに基づいて、甘味飲料に容量1リットル当たりの税金を課す
	カロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、及びノンカロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、また、上記を混合した甘味料を使用している加糖飲料	PHP6.00/liter
	高果糖コーンシロップのみ、或いは高果糖コーンシロップとカロリー甘味料、ノンカロリー甘味料の組み合わせを使用している加糖飲料	PHP12.00/liter
	ココナツツシュガーのみ、或いはステビア配糖体のみを使用している加糖飲料	exempt
以下の製品はこの規定の下で、物品税課税対象とはならない		
1. 乳製品 2. 100% フルーツジュース 3. 100% 野菜ジュース 4. 食事の代替と医学的に認められた飲料 5. コーヒー、インスタントコーヒー、包装された粉末コーヒー製品		
鉱物製品	Sec. 151	法律または特別法で付与されているインセンティブに關係なく、国産または輸入石炭及びコークスに対する物品税が引き上げられる
	• 石炭、コークスに関してPHP10/metric ton の物品税	Effective 1 Jan. 2018 PHP50/metric ton
	• すべての非金属鉱物及び採石場資源の総生産量の実際の市場価値の2%	Effective 1 Jan. 2019 PHP100/metric ton
	• 金属鉱物には以下の課税	Effective 1 Jan. 2020 PHP150/metric ton
	a. 銅及びその他の金属鉱物 – 1 to 2%;	
	b. 金、クロマイト – 2%	
	• 国産石油の 3%	
		• 非金属及び金属鉱物に対する物品税 4%
		• 国産石油に対する物品税 6%

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

## 印紙税規定の修正

印紙税

Secs. 174-175, 177-182, 186, 188-195  
DSTは以下の通り

変更後

Original issuance of shares	PHP1.00 on each 200 of the par value or actual consideration for no-par shares	Original issuance of shares	PHP2.00 on each 200 of the par value or actual consideration for no-par shares
Sales, agreements to sell, memoranda of sales, deliveries or transfer of shares	0.75 on each 200 of the par value; or 25% of the DST paid upon original issuance of no-par shares	Sales, agreements to sell, memoranda of sales, deliveries or transfer of shares	PHP1.50 on each 200 of the par value or 50% of the DST paid upon original issuance of no-par sales
Certificate of profits or interest in property or accumulation	0.50 on each 200 of the face value	Certificate of profits or interest in property or accumulations	1.00 on each 200 of the face value
Bank checks, drafts, certificates of deposit not bearing interest, and other instruments	1.50 on each instrument	Bank checks, drafts, certificates of deposit not bearing interest, and other instruments	3.00 on each instrument
Debt Instruments	1.00 on each 200 of the issue price	Debt Instruments	1.50 on each 200 of the issue price
Bills of exchange or drafts	0.30 on each 200 of the face value	Bills of exchange or drafts	0.60 on each 200 of the face value
Acceptance of bills of exchange and others	0.30 on each 200 of the face value	Acceptance of bills of exchange and letters of credit	0.60 on each 200 of the face value
Foreign bills of exchange and letters of credit	0.30 on each 200 of the face value	Foreign bills of exchange and letters of credit	0.60 on each 200 of the face value
Policies of annuities or other instrument	.50 on each 200 of premium or installment payment	Policies of annuities or other instrument	1.00 on each 200 of premium or installment payment
Pre-need plans	0.20 on each 200 of the premium or contribution collected	Pre-need plans	0.40 on each 200 of the premium or contribution collected
Certificates	15.00 per certificate	Certificates	30.00 per certificate

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
Warehouse receipts	15.00 per warehouse receipt (valued at 200 or more)	Warehouse receipts 30.00 per warehouse receipt (valued at 200 or more)
Jai-alai, horse race tickets, lotto, or other authorized number games	0.10 on every 1.00 cost of the ticket	Jai-alai, horse race tickets, lotto, or other authorized number games 0.20 on every 1.00 cost of the ticket
Bills of lading or receipts	Exempt if bill/receipts not exceeding 100; 1.00 for bill/receipts not exceeding 1,000; or 10.00 for bill/receipts exceeding 1,000	Bills of lading or receipts Exempt if bill/receipts not exceeding 100; 2.00 for bill/receipts not exceeding 1,000; or 20.00 for bill/receipts exceeding 1,000
Proxies	15.00 on each proxy of voting	Proxies 30.00 on each proxy of voting
Powers of attorney	5.00 on each power of attorney; except for acts connected with claims due to/from the government	Powers of attorney 10.00 on each power of attorney; except acts connected with claims due to/from the government
Leases and other hiring agreements	3.00 for the first 2,000 + 1.00 for every 1,000 thereafter	Leases and other hiring agreements 6.00 for the first 2,000 + 2.00 for every 1,000 thereafter
Mortgages, pledges, and deeds of trust	20.00 for the first 5,000 + 10.00 on every 5,000 thereafter	Mortgages, pledges, and deeds of trust 40.00 for the first 5,000 + 20.00 on every 5,000 thereafter

Sec. 183 保険、その他の金融商品には以下のDSTが適用

Does not exceed PHP100,000	Exempt
Exceeds 100,000 but does not exceed 300,000	PHP10
Exceeds 300,000 but does not exceed 500,000	PHP25
Exceeds 500,000 but does not exceed 750,000	PHP50
Exceeds 750,000 but does not exceed 1m	PHP75
Exceeds 1m	PHP100

生命保険のDSTは以下のように上昇

Does not exceed PHP100,000	Exempt
Exceeds 100,000 but does not exceed 300,000	PHP20
Exceeds 300,000 but does not exceed 500,000	PHP50
Exceeds 500,000 but does not exceed 750,000	PHP100
Exceeds 750,000 but does not exceed 1m	PHP150
Exceeds 1m	PHP200

Sec. 196 DSTは、不動産の売却と譲渡で対象となる

DSTは、不動産の売却と譲渡、贈与で対象となる。贈与税の対象から免除された移転はDSTから免除される

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963	
Registered tonnage	DST rate	Registered tonnage	DST rate
Does not exceed 1,000 tons	PHP500 + an additional tax of PHP50 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.	Does not exceed 1,000 tons	PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.	Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	PHP2,000 + an additional tax of PHP200 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 10,000 tons	PHP1,500 + an additional tax of PHP150 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.	Exceeds 10,000 tons	PHP3,000 + an additional tax of PHP300 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.

#### コンプライアンス要件について

会計帳簿の保管	Sec. 232 法律によって内国歳入税の納付が要求される者は、仕訳帳と元帳または同等のものを保管しなければならない	法律で内国歳入税の納付が要求される者は、適切な帳簿記録を保持し、使用するものとする
	四半期ごとの売上、収益、受取、または生産額がPHP50,000を超えないものは、簡略化された帳簿記録を保持するものとする	年間売上、収益、受取、または生産額がPHP3mを超える帳簿は、CPAによって監査されなければならない
納稅者登録要件	Sec. 236 (A) 納稅者登録には、納稅者の氏名、様式、居住地、事業その他の情報が必要となる	追加の規定: BIR長官は、自営業者及び/または専門家の事業登録及び稅務コンプライアンス要件を簡素化する

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	<p>Sec. 236 (G) VAT登録が必要な者は次の通り:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>VAT免除対象外のものを除き、過去12ヶ月の総売上高または受取がPHP1.5mを超えている</li> <li>VAT免除対象外のものを除き、今後12ヶ月間の総売上高または受取がPHP1.5mを超える合理的な理由がある</li> </ul>	<p>付加価値税の登録が必要な者は次の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>VAT免除対象外のものを除き、過去12ヶ月の総売上高または受取がPHP3m</li> <li>VAT免除対象外のものを除き、今後12ヶ月間の総売上高または受取がPHP3mを超える合理的な理由がある</li> </ul>
	<p>Sec. 236 (H) VAT免除者がVAT登録を選択した場合、その後3年間は登録を取り消すことが出来ない</p>	<p>追加の規定:</p> <p>所得税率テーブル適用の代わりに総売上高または受取の8%の税金を支払うことを選択した者は、付加価値税の登録オプションを利用できない</p>
領収書または請求書の発行	<p>Sec. 237 (A) 内国歳入税の対象となるすべての者は、PHP25以上の商品の販売及び移転、サービスについて、登録され、複写で作成された領収書、または請求書を発行する</p>	<p>内国歳入税の対象となるすべての者は、PHP100以上の商品の販売及び移転、サービスについて、登録され、複写で作成された領収書、または請求書を発行する</p> <p>追加の規定:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本法律の施行から5年以内、かつ必要データを保管し処理するシステムが確立した段階で、物品及びサービスの輸出、電子商取引に関わる納税者、かつ大規模納税者サービスの管轄下にある納税者は、マニュアルによる領収書や、請求書の代わりに電子領収書、請求書を発行することが求められる</li> <li>電子領収書、請求書の発行が要求されない納税者も、電子領収書、請求書を選択することが出来る</li> <li>デジタル記録は、事業所に3年間保管する必要がある</li> </ul>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	既存の規定なし	Sec. 237-A. 同法の施行から5年以内、かつ必要なデータを保管し処理するシステムが確立した段階で、大規模な納税者サービスの管轄下にある商品やサービスの輸出に従事する納税者は、電子販売システムを使用してBIRにデータを送信することが求められる
		機械、デバイス、記憶装置は納税者の負担とする
		販売データ及び購入データのデータ処理は、共和国法第10173号、データプライバシー法、税法に基づく納税者情報の違法な漏洩、及び情報の機密性に関するその他の法律の規定に従うものとする
		サイバー環境、組織、データを保護するための方針、リスク管理アプローチ、行動、訓練、技術は、共和国法第10175号、サイバー犯罪防止法に準拠して確立されるものとする

## その他の規定

利息	Sec. 249未払の税金について年間20%の利息が課せられる	延滞利息の利率は、BSPが定める明示的な規定がない場合、法定金利の2倍とする。延滞利息と滞納利息は、いかなる場合にも同時に課されないものとする
	不足金利は、支払期日からその全額を支払うまでの期間で計算され、回収されるものとする	
ペナルティに関する規定	Sec. 254脱税の場合、PHP30,000以上 PHP100,000以下の罰金、2年以上4年以下の懲役	罰金をPHP500,000以上 PHP10m以下とし、6年以上10年以下の懲役にする
	Sec. 264 以下の場合、PHP1,000以上 PHP50,000以下の罰金、2年以上4年以下の懲役	罰金をPHP500,000以上 PHP10m以下とし、6年以上10年以下の懲役にする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• BIRからの許可を得ない領収書または請求書の印刷</li> <li>• 請求書または領収書の二重または複数のセットの印刷</li> <li>• 名前、ビジネススタイル、納税者識別番号、個人または団体の事業所の住所が記載されていない、または番号の振られていな領収書または請求書の印刷</li> </ul>	不正な領収書の印刷も犯罪リストに含める
Cash Register Machine (CRM) マシン/ Point of Sales System (POS) マシンに入力されたデータをBIRの電子営業報告システムに送信できなかった場合、既存のペナルティ規定はなし	Sec. 264-A 不可抗力、または納税者のコントロール外の原因である場合を除き、日毎の違反に対して、現在の課税年度に先立つ2年の監査済み財務諸表に反映された年間純利益の1%の1/10の違約金、もしくは PHP10,000のいずれか高い金額が課せられる	違反日数の合計が一課税年度内に180日を超える場合、納税者の永久閉鎖 (Permanent Closure) の追加ペナルティが科せられる
売上隠蔽装置の購入、使用、所有、販売またはオファー (割賦、譲渡、更新、アップグレード) に関する既存の罰則規定は存在しない	Sec. 264-B 罰金をPHP500,000以上PHP10m以下とし、2年以上4年以下の懲役にする	PHP50mを超える電子売上記録の累積的隠蔽は、経済的妨害とみなされ、最大処罰で罰せられるものとする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
燃料マーキングに関する既存の罰則規定はない	<p>Sec. 265-A 国内使用または商品用に保有されているマーキングがされていない燃料の販売、貿易、輸送に従事していることが判明した者、及び公認燃料標示代理人を標識燃料から除去する者、国内市場への販売を目的とした燃料の希釈、またはその事実を知りながら、混用または希釈の結果として得られた燃料の所有、保管、譲渡を行う者は、次のように処罰されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1st offense: a fine of PHP2.5m</li> <li>• 2nd offense: a fine of PHP5m</li> <li>• 3rd offense: a fine of PHP10m and revocation of license to engage in any trade or business</li> </ul> <p>以下のいずれかの行為を行う者は、有罪判決を受けてPHP1m以上PHP5m以下の罰金に処せられ、4年以上8年以下の懲役に処する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 明示的な権限を持たない燃料マーカーの作成、輸入、販売、使用または所有</li> <li>2. 偽造燃料マーカーの作成、輸入、販売、使用または所有</li> <li>3. 他の人物または企業に上記の2つの行為のいずれかをさせる</li> <li>4. 輸送中、製造または調達された制御された前駆物質及び必須化学物質の希釈、混合、または濃縮された形態の販売、流通、供給または輸送を引き起こす</li> </ol>	

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

公然にせよ、非公然にせよ、量に關係なく、マーキングのない燃料、偽造添加剤もしくは化学物質を、人、家、効果、在庫に、もしくは法律の違反行為を暗示し、差し押さえ、または帰属させる目的で無実の個人のすぐ近くに直接的または間接的に意図的に挿入、配置、追加、または添付する者は、有罪判決を受けてPHP5m以上PHP10m以下の罰金を科され、また4年以上8年以下の懲役を科される。

燃料検査の実施を認可された者で、故意または重大な過失により誤った燃料検査結果を発行する者は、1年1日から2年6ヶ月の懲役刑が科せられる

職務を遂行するための専門家免許の取消しと、燃料検査施設の閉鎖の追加罰則が、裁判の場で課されることがある

---

Sec. 269 政府の執行オフィサーによる違反

---

税法Section 112に規定された期間内のVAT払い戻し申請の意図的な不履行をリストに追加

---

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
Earmarking of incremental revenues	Sec. 288 増分税収の処分	<p>TRAINによる増分税収は施行から5年間、以下に充当される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• インフラストラクチャ・プロジェクト (例えば、大量輸送や新道路網、軍事インフラ、公立学校のスポーツ施設、飲料水供給など) には70%</li> <li>• 30%以上</li> <li>• サトウキビ産業を支援するプログラム</li> <li>• 社会的緩和策と教育、保健、社会保障、その他の住宅への投資</li> <li>• 社会福祉、及び福利厚生プログラム</li> <li>• <b>たばこ税の増収分は共和国法第7171号 Sec. 3、共和国法第8240号 Sec. 8に利用される [大統領による拒否権行使]</b></li> </ul>
Repealing Clauses		特定の法律の規定が廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。



付録III - フィリピンにおける12月決算会社の監査済み財務諸表、法人所得税申告書の提出期限の延長(新型コロナウイルス感染症に関する税務情報)



フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受け、3月17日から4月30日までの予定でマニラ首都圏を含むルソン島全域において「強化されたコミュニティ一隔離措置(ECQ-Enhanced Community Quarantine)」がとられています。ECQの実施によりルソン島全域が事実上封鎖され厳格な外出禁止措置がとられており、またバスや高架鉄道等の公共交通機関も全てストップしているため、企業活動にも甚大な影響を与えています。このような状況のなか、法人全般の管理・監督を行う証券取引委員会(SEC – Securities and Exchange Commission)とフィリピンの国税庁にあたる内国歳入庁(BIR-Bureau of Internal Revenue)から法定書類の提出期限の延長が公表されています。なお、本付録の情報は12月決算会社の法定書類の提出期限に関する2020年4月14日時点での情報となりますが、今後のECQの状況によっては変わるべき可能性があるため、最新の情報についてはそれぞれのウェブサイト([www.sec.gov.ph](http://www.sec.gov.ph)、[www.bir.gov.ph](http://www.bir.gov.ph))でもご確認頂けますようお願い致します。

### 監査済み財務諸表のSECへの提出期限の延長(2019年12月31日が決算日の企業)

SECは2020年3月12日にMemorandum Circular No. 5-2020を公表し、12月決算会社の監査済み財務諸表(Audited Financial Statements)の提出期限について、ペナルティを課すことなく、以下の通り延長するとしています。

#### <提出期限>

- フィリピン国内のみで事業を営む企業 - 2020年6月30日
- フィリピン国内、国外の両方で事業を営む企業 - 2020年6月30日もしくは海外渡航制限が解除された60日後のいずれか遅い日

(注) 従来の提出スケジュールは、12月決算会社のSECへの登録番号等に基づき、2020年4月20日から2020年5月22日の間とされていた



## 12月決算会社の税務申告期限の延長

BIRは、ECQ期間が4月30日まで延長されたことを受けて4月14日に歳入規則(RR No. 10-2020)を公表し、税務申告等の期限が更に15日間延長されることになりました。2019年12月31日決算企業の法人所得税申告、及び2019年度の個人所得税の確定申告期限は、これより前に公表されたRR No.7-2020で、既に当初期限の2020年4月15日から5月15日に延長されていましたが、今回の RR No. 10-2020により更に15日間延長され、変更後の申告期限は2020年6月1日となります(15日延長後の5月30日が土曜日であるため、翌週の月曜日6月1日が申告期限)。

また、その他の税務申告期限 (e.g. 月次の源泉税申告や月次のVAT申告)についても軒並み15日間延長されているため、詳細については変更後の申告期限を一覧に纏めているRR No. 10-2020をご覧下さい。なお、今回の申告・納税期限の延長に伴うペナルティ(加算税、延滞利息等)が課せられることはあります。

## [ECQ延長に伴う4月14日時点の税務申告期限の状況]

税務申告書等	当初申告期限	変更後の申告期限	根拠通達
2019年度の法人所得 税申告書	2020年4月 15日	2020年6月1日 (15日延 長後の5月30日が土曜日 のため、6月1日 (月) が 申告期限となる)	RR No. 10-2020 RMC No. 39-2020
2020年3月度の給与 源泉税申告書		既に当初申告期限から 延長されているが、今 回、そこから更に軒並 み15日間延長されてい る。	RR No.10-2020
同2月度のVAT申告書			
同3月度の印紙税申 告書			
2019年度のBIR Form 1604-CF (所得税源泉の年度 情報)		変更後の申告期限の詳 細はRR No. 10-2020を ご欄下さい、	
2019年度のBIR Form 2316 (給与支払・源 泉証明書)			
その他の多くの申 告書			





# PwC フィリピン お問合せ先

## マニラ本店

住所： 29th Floor Philamlife Tower  
8767 Paseo de Roxas 1226, Makati City  
電話： +63 (2) 8845 2728  
Fax: +63 (2) 8845 2806  
E-mail: markets@ph.pwc.com

## セブ支店

住所： Unit 1102, 11th Floor, Chinabank Corporate Center  
Samar Loop corner Road 5, Cebu Business Park, Mabolo, Cebu City  
電話： +63 (32) 233 5020

## イロイロ支店

住所： Units 2F-10 & 2F-11, The Galleria  
Jalandoni Street, Jaro, Iloilo City  
電話： +63 (33) 335 5550

## ブルネイ支店

住所： 10th Floor, Units 14 and 15 PGGMB Building  
Jalan Kianggeh, Bandar Seri Begawan BS8111  
Brunei Darussalam  
電話： +67 (3) 224 1951

ウェブサイト：[www.pwc.com/ph](http://www.pwc.com/ph)

# PwC フィリピン日系企業部 (Japanese Business Development)

1993年の創設から27年の歴史を持つ日系企業部 (Japanese Business Development) では、2名の日本人スタッフが常駐しており、PwCフィリピンの会計/監査・税務・アドバイザリー部門のプロフェッショナルと共にフィリピンでビジネスを行っている日系企業クライアントの多様なニーズに対応しています。※本ハンドブックに関するお問い合わせは下記まで



東城 健太郎 (エグゼクティブディレクター)  
+63 (2) 8459 2065 (直通)  
+63 917 899 3509 (携帯)  
kentaro.tojo@pwc.com



林田 俊哉 (シニアマネージャー)  
+63 (2) 8459 3186 (直通)  
+63 917 805 5728 (携帯)  
toshiya.hayashida@pwc.com

また、日系企業部のほかに監査部に日本人スタッフ1名が常駐しており、日系企業のフィリピンでのビジネスをサポートしています



吉田 徹 (ディレクター)  
+63 928 302 4951 (直通)  
toru.y.yoshida@pwc.com

# 日系企業への主な提供サービス

## Assurance (監査部)

- 法定監査 (財務諸表監査)
- 会計コンサルティング (PFRS, IFRS, US GAAP)

## Risk Assurance (リスク監査部)

- 内部統制監査
- 内部統制サポート (J-SOX対応含む)
- IT関連アドバイザリー

## Deals and Corporate Finance (アドバイザリ一部)

- トランザクション (M&A, デューデリジェンス等)
- 事業戦略策定、市場調査等
- インフラプロジェクトに係るアドバイザリー

## Consulting (コンサルティング部)

- パフォーマンス改善 (リスク管理, コスト削減等)
- クライスマネージメント (事業再生, リストラ等)
- 不正監査 (フォレンジック)

## Worldtrade Management Services (関税部)

- 事後調査サポート
- 関税コンサルティング
- 関税コンプライアンスレビュー
- 輸出・輸入ライセンス取得のためのサポート
- 関税評価、関税分類 (HSコード) に係るサポート

## Tax & Corporate Service (税務部)

- 税務調査対応、移転価格調査交渉
- 移転価格税制 (TP) 文書作成
- 税務ルーリング取得
- 税務コンサルティング (法人・個人)
- 税務コンプライアンスレビュー
- 税務デューデリジェンス
- SECおよびPEZA関連業務支援
- 個人所得税申告
- 労働ビザ、事業許可書の取得・更新
- 法人設立支援、撤退業務支援
- 法務コンサルティング
- 税務裁判サポート

## Client Accounting Services (経理代行部)

- 経理、給与計算代行
- 税務申告書作成、レビュー
- 財務諸表作成、レビュー

[www.pwc.com/ph](http://www.pwc.com/ph)

© 2020 Isla Lipana & Co. All rights reserved.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with over 276,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com](http://www.pwc.com).

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.